

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

# 投資信託説明書(交付目論見書)



使用開始日 2021.08.28

## ニッセイオーストラリア高配当株ファンド (毎月決算型) ニッセイマネープールファンド (豪高配当株F)

追加型投信／海外／資産複合 追加型投信／国内／債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

**みずほ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

本書においては、各ファンドの名称について下記の正式名称または略称のいずれかで記載します。  
ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)…オーストラリア高配当株ファンド  
ニッセイマネーパールファンド(豪高配当株F)…マネーパールファンド

## ●委託会社の情報 (2021年5月末現在)

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額	9兆5,747億円

## ●商品分類等

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型 ・ 追加型	投資 対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
オーストラリア 高配当株ファンド	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・不動産投信) 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
マネーパール ファンド		国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年2回	日本	ファミリー ファンド	—

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対応でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ

<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)」および「ニッセイマネーパールファンド(豪高配当株F)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月27日に関東財務局長に提出しており、2021年8月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名 オーストラリア高配当株ファンド:豪高配株F)\*および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。  
※「マネーパールファンド」につきましては、日本経済新聞朝刊に掲載されません。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

### 《オーストラリア高配当株ファンド》

投資対象とする「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」を通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「不動産投資信託(以下「リート」といいます)を含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

### 《マネープールファンド》

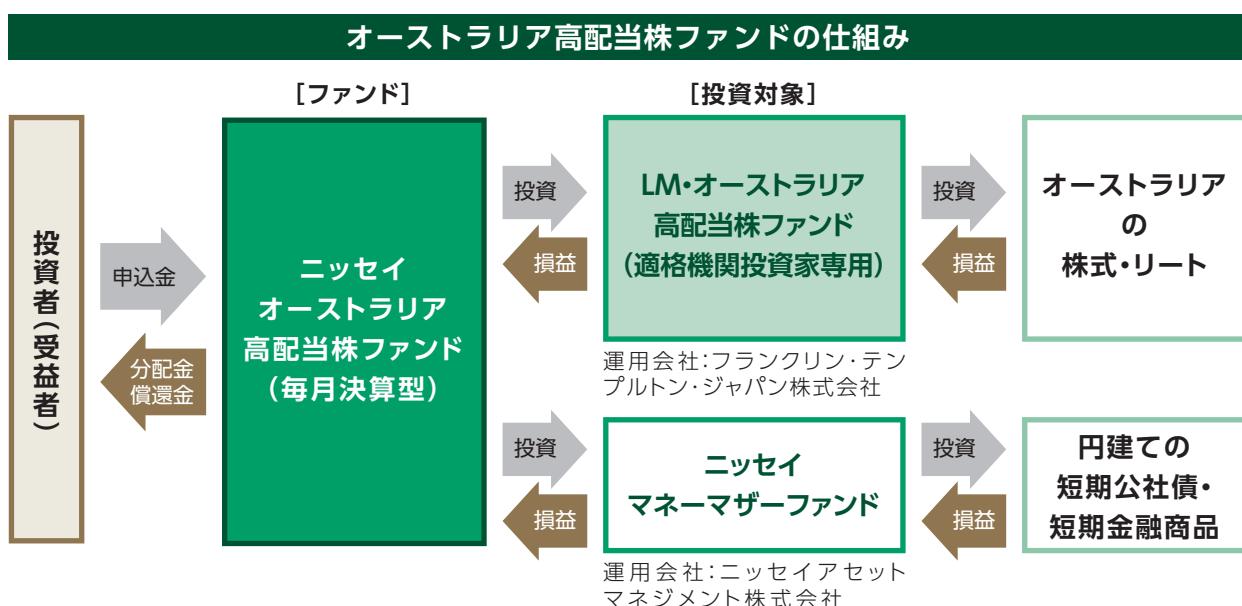
投資対象とする「ニッセイマネーマザーファンド」を通じ、円建ての短期公社債および短期金融商品を実質的な主要投資対象とし、安定した収益と流動性の確保を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色《オーストラリア高配当株ファンド》

### ① オーストラリア株式等に実質的に投資することにより、

### 配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 相対的に配当利回りの高い「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とします。
- ファンドは、「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」および「ニッセイマネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ<sup>\*</sup>方式で運用を行います。  
※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。
- 「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ<sup>\*</sup>を行いません。  
※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。



ファンドの投資対象とする「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」の実質的な運用は、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います\*。

\*「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」の運用形態については、後記「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

なお、フランクリン・リソーシズ・インク傘下のレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(旧商号)は、2021年4月1日付で同社を存続会社としてフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、それにともない商号を現在の「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更しました。

## 1. ファンドの目的・特色

### レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社で、オーストラリア株式の運用においては、30年以上の実績があります。なお、同社の株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

### フランクリン・リソーシズ・インクについて

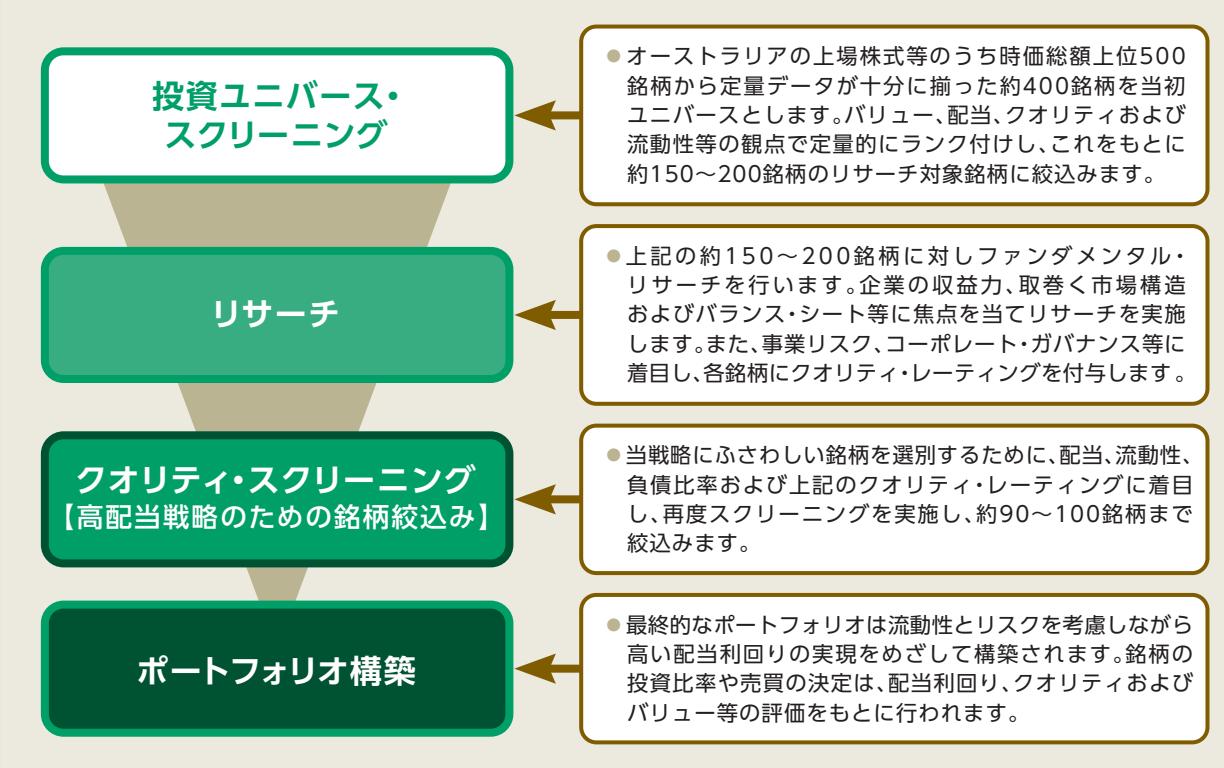
フランクリン・テンプルトン<sup>\*1</sup>は米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界の30カ国以上に拠点、そして複数の資産クラスにおいて約1,300名の投資プロフェッショナルと約1.5兆米ドル(約166兆円<sup>\*2</sup>)の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

\*1 フランクリン・リソーシズ・インクは、傘下の子会社を含め「フランクリン・テンプルトン」として業務を執行。

\*2 グループ運用子会社を含む運用資産の総額。2021年3月末現在、1米ドル=110.71円で円換算。

○ 2021年5月末現在でニッセイアセットマネジメント株式会社が知り得る情報をもとに作成しています。

### LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)の運用プロセス



・上記運用プロセスは、2021年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 原則として、毎月28日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 3 「マネーパールファンド<sup>\*</sup>」との間でスイッチングが可能です。

※マネーパールファンドの「ファンドの特色」については、5ページ目をご覧ください。

・スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

! スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

なお、販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。

## ●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

投 資 対 象	LM・オーストラリア高配当株マザーファンド*(以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とします。 ※当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに委託します。
運 用 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マザーファンドを通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。</li> <li>●マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。</li> <li>●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。</li> <li>●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>●同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</li> <li>●投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます)への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。</li> <li>●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
決 算 日	原則として、毎月20日
収 益 分 配	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。</li> <li>●分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。</li> <li>●分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。</li> </ul> <p>なお、上記収益分配方針は、「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)」および「ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)」の収益分配方針ではありません。</p>
信 託 報 酬	純資産総額に対し、年率0.616%(税抜0.56%) (上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます)
そ の 他 の 費 用	信託事務の諸費用／その他諸費用(監査費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)／マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用等 なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
委 託 会 社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

## 1. ファンドの目的・特色

### ニッセイマネーマザーファンド

投 資 対 象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運 用 方 針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"><li>●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。</li><li>●外貨建資産への投資は行いません。</li></ul>
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	原則として、4・10月の各15日
委 託 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社

### ● 主な投資制限

投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株 式	株式への直接投資は行いません。

### ● 収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将來の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色《マネーポールファンド》

**①**円建ての短期公社債および短期金融商品に実質的に投資することにより、安定した収益と流動性の確保をめざします。

**②**原則として、年2回(5・11月の各28日。休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。

!  
将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

**③**「オーストラリア高配当株ファンド」との間でスイッチングが可能です。なお、「マネーポールファンド」のご購入は、「オーストラリア高配当株ファンド」からのスイッチングによる場合に限定します。



!  
スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

### ●ファンドの仕組み

ファンドは「ニッセイマネーマザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



!  
マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## 1. ファンドの目的・特色

### ● 主な投資制限

株 式	株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等は除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。

### ● 収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

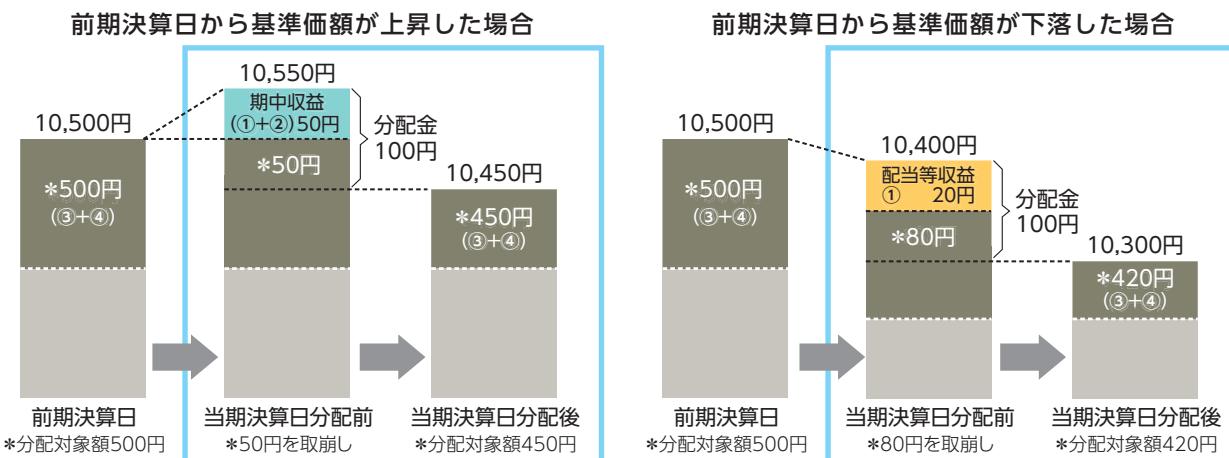
## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



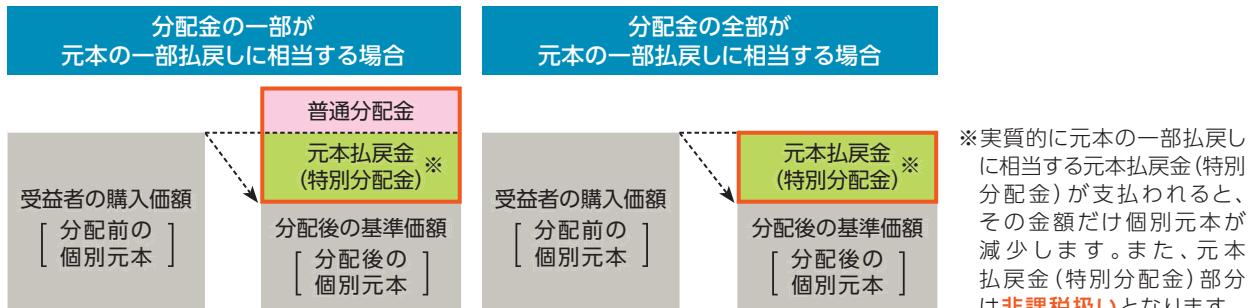
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてるることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

! 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

### ● 主な変動要因

#### 《オーストラリア高配当株ファンド》

株式投資リスク	
不動産投資信託（リート）投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
	リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。 リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
	リートは、金利が上昇する場合、債券等の利回りとの比較から売却され、価格が下落することがあります。 また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
	リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
為替変動リスク	
流動性リスク	

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ●主な変動要因

### 《マネープールファンド》

債券投資 リス ク	金利変動 リス ク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信 用 リス ク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
短 期 金 融 資 産 の 運 用 に 関 す る リ ス ク		コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
流 動 性 リ ス ク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 委託会社は2021年4月末現在、オーストラリア高配当株ファンドの投資対象であるニッセイマネーマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に33.8%保有しています。  
また、2021年5月28日現在、マネープールファンドを1百万円(受益権口数1百万口、ファンド全体の100.0%)保有しています。  
当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

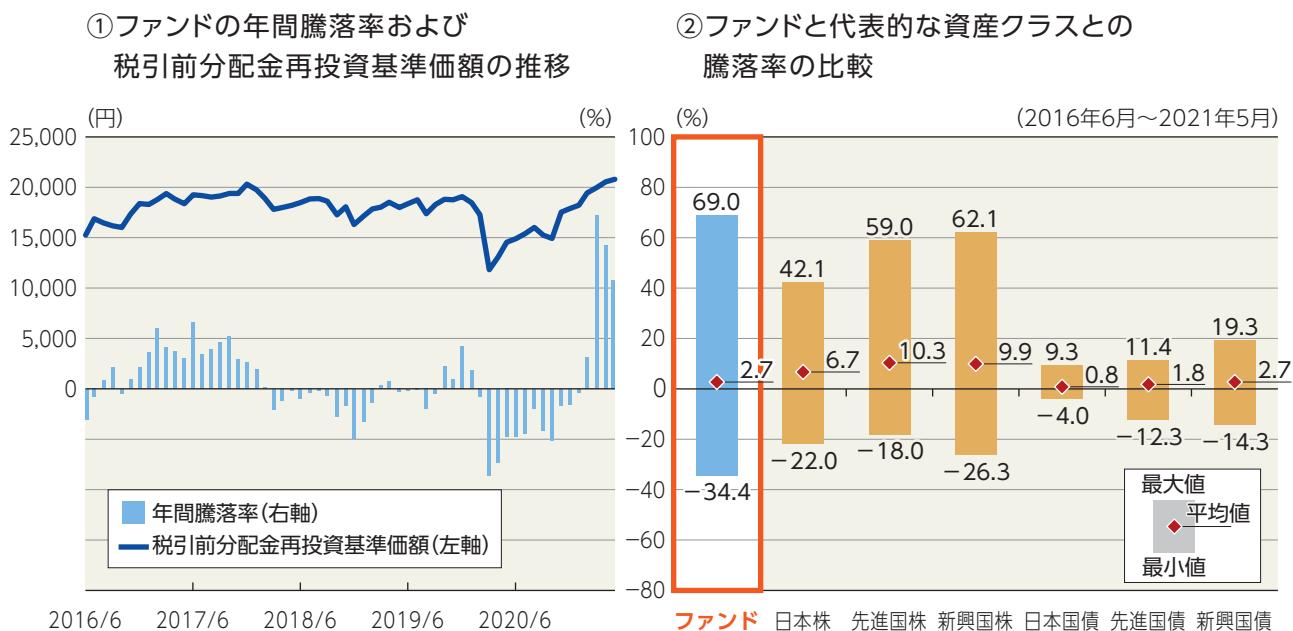
## リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

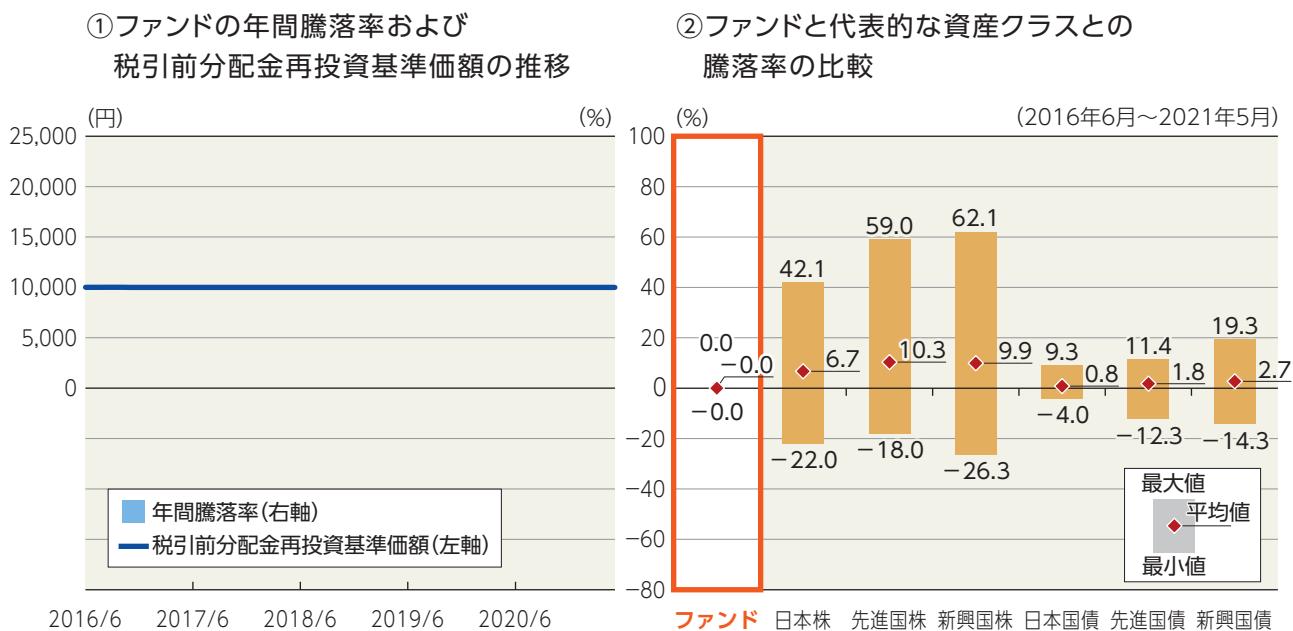
## 2.投資リスク

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ●ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)



### ●ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

## &lt;代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標&gt;

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
  - 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
  - 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
・海外の指標は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

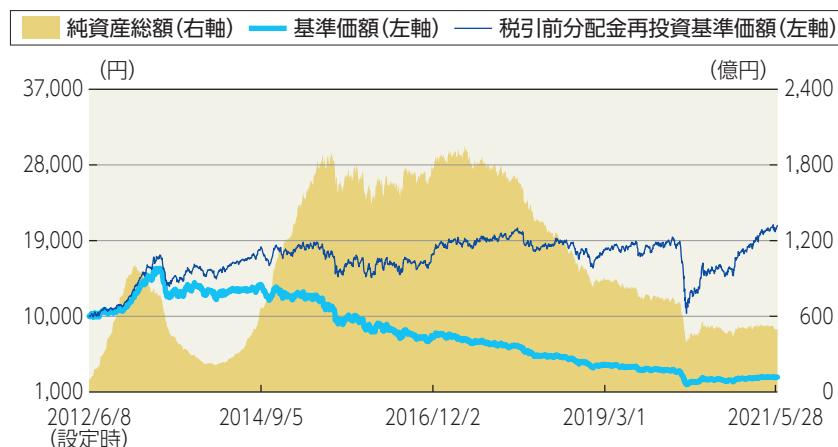
- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

### 3. 運用実績

2021年5月末現在

#### ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)

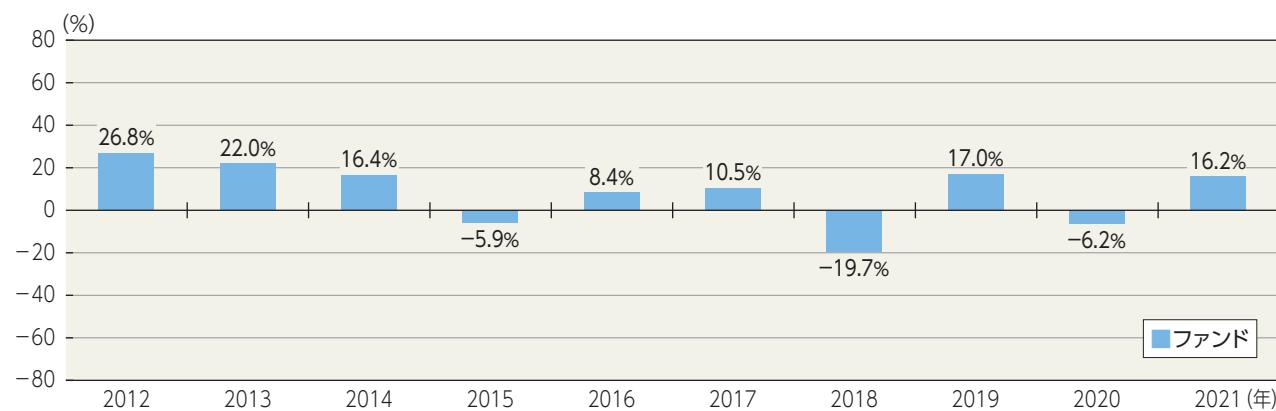
##### ●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	2,766円
純資産総額	499億円
●分配の推移 1万口当り(税引前)	
2021年 1月	50円
2021年 3月	50円
2021年 3月	50円
2021年 4月	30円
2021年 5月	30円
直近1年間累計	560円
設定来累計	14,390円

##### ●年間收益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2012年はファンド設定時から年末まで、2021年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

##### ●組入比率

LM・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	99.0%
ニッセイマネーマザーファンド	0.2%
短期金融資産等	0.8%

・比率は対純資産総額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## ●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

### LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄	業種	比率
1	ANZ銀行グループ	金融	6.4%
2	ナショナル・オーストラリア銀行	金融	5.7%
3	オーストラリア・コモンウェルス銀行	金融	5.5%
4	BHP	素材	5.0%
5	テルストラ・コーポレーション	コミュニケーション・サービス	4.8%
6	ウエストパック銀行	金融	4.1%
7	サンコープ・グループ	金融	3.7%
8	センターブループ	リート	3.4%
9	メディアバンク・プライベート	金融	3.4%
10	ハーベイ・ノーマン	一般消費財・サービス	3.4%

・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。

・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

・比率は対組入株式等評価額比です。

### ニッセイマネーマザーファンド

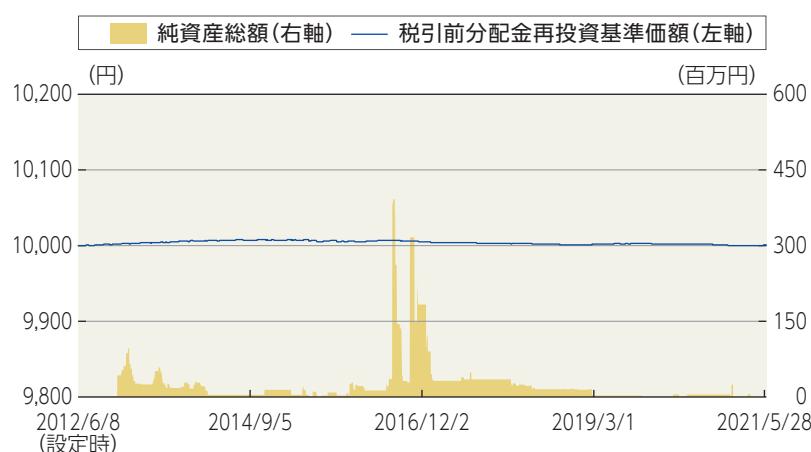
	銘柄	種別	比率
1	第106回 共同発行市場公募地方債	地方債	35.8%
2	平成28年度第3回 京都市公募公債	地方債	35.6%
3	平成23年度第4回 大阪市公募公債	地方債	28.5%

・比率は対組入債券評価額比です。

!  
ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### ニッセイマネーポールファンド(豪高配当株F)

#### ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

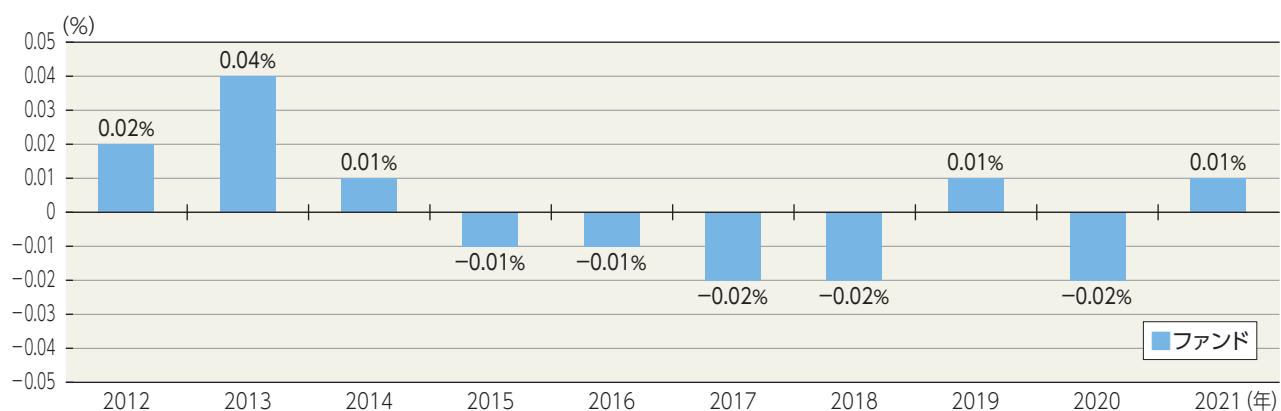
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	10,001円
純資産総額	100万円

#### ●分配の推移 1万口当り(税引前)

2019年 5月	0円
2019年11月	0円
2020年 5月	0円
2020年11月	0円
2021年 5月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

#### ●年間收益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2012年はファンド設定時から年末まで、2021年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

#### ●組入比率(マザーファンド)

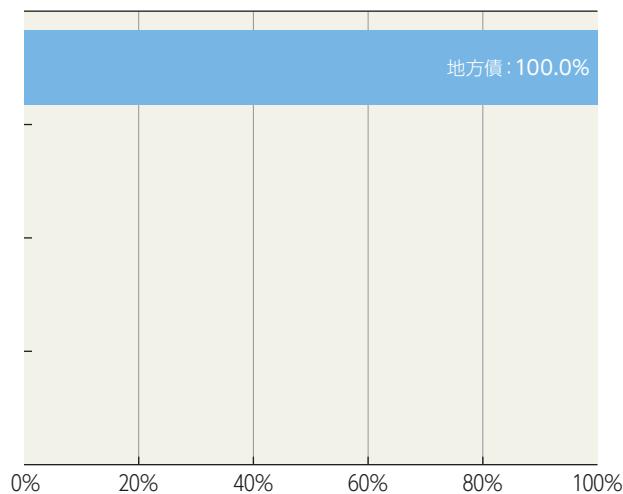
債券	55.7%
現金、その他	44.3%

・比率は対純資産総額比です。

!  
ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### ●主要な資産の状況(マザーファンド)

セクター別構成比



・比率は対組入債券評価額比です。

### ●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	種別	比率
1	第106回 共同発行市場公募地方債	地方債	35.8%
2	平成28年度第3回 京都市公募公債	地方債	35.6%
3	平成23年度第4回 大阪市公募公債	地方債	28.5%

・比率は対組入債券評価額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 4.手続・手数料等

### お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。 ●「マネーブールファンド」の購入は、スイッチングによる場合に限定します。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	各販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものと 当日受付分とします。
	申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所(半休日を含みます)、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、 購入・換金・スイッチングの申込みの受付けを行いません。
	購入の申込期間	2021年8月28日(土)～2022年2月28日(月) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
決算・分配	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止(「オーストラリア高配当株ファンド」のみ)、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングの 申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金・スイッチングの 申込みの受付けを取消すことがあります。
	決算日	《オーストラリア高配当株ファンド》 毎月28日(該当日が休業日の場合は翌営業日) 《マネーブールファンド》 5・11月の各28日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配		毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 なお、「オーストラリア高配当株ファンド」は年12回、「マネーブールファンド」は 年2回の決算となります。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

その他の 事項	信託期間	2027年5月28日まで(設定日:2012年6月8日)
	繰上償還	<p>《オーストラリア高配当株ファンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資対象とする「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。</li> <li>・受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。</li> </ul> <p>《マネープールファンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オーストラリア高配当株ファンド」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。</li> <li>・受益権の口数が1億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。</li> </ul>
	信託金の限度額	<p>《オーストラリア高配当株ファンド》</p> <p>3,000億円とします。</p> <p>《マネーブールファンド》</p> <p>5,000億円とします。</p>
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。
	運用報告書	委託会社は5・11月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課 税 関 係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。</p> <p>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p>
	スイッチング	<p>「オーストラリア高配当株ファンド」と「マネーブールファンド」との間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</li> </ul>

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 《オーストラリア高配当株ファンド》

投資者が直接的に負担する費用																			
購入時	購入時手数料	<p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.85%(税抜3.5%)を上限</b>として販売会社が 独自に定める率をかけた額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。</li> </ul>	<p>▶ 購入時手数料: 購入時の商品・ 投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務 手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>																
換金時	信託財産留保額	ありません。																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																			
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年率1.21%(税抜 1.1%)をかけた額とし、ファンドからご負担い ただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">信託報酬率 (年率・税抜) の配分</th><th style="text-align: center;">支払先</th><th style="text-align: center;">年率</th><th style="text-align: center;">役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td><td style="text-align: center;">0.27%</td><td></td><td>ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td><td style="text-align: center;">0.80%</td><td></td><td>購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td><td style="text-align: center;">0.03%</td><td></td><td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価</td></tr> </tbody> </table> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p>	信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容	委託会社	0.27%		ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.80%		購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.03%		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価	<p>▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)</p>
信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容																
委託会社	0.27%		ファンドの運用、法定書類等の 作成、基準価額の算出等の対価																
販売会社	0.80%		購入後の情報提供、運用報告書 等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価																
受託会社	0.03%		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 の対価																
	投資対象 とする 指定投資 信託証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LM・オーストラリア高配当株 ファンド(適格機関投資家専用) →年率0.616% (税抜0.56%)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニッセイマネーマザーファンド →ありません。</li> </ul>	<p>▶ 投資対象とする指定投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率</p>																
	実質的な 負担	<p>ファンドの純資産総額に<b>年率 1.826%(税抜1.66%)程度</b>を かけた額となります。</p> <p>●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。</p>	<p>▶ ファンドが投資対象とする指定 投資信託証券を含め、投資者が 実質的に負担する運用管理費用 (信託報酬)</p>																

■当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## ●ファンドの費用

### 《オーストラリア高配当株ファンド》

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎 日	監 査 費 用	<p>ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>▶ 監査費用:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>
随 時	その他の費用・手 数 料	<p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>また、ファンドが投資対象とするLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>▶ 売買委託手数料:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料        ▶ 信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用        ▶ 借入金の利息:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合（立替金も含む）に発生する利息</p>

！当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4.手続・手数料等

### ●ファンドの費用

#### 《マネープールファンド》

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	<p>ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手数料は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。</li> </ul>	<p>▶ 購入時手数料: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>
換金時	信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に信託報酬率(年率)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。「信託報酬率(年率)」は各月毎に決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55(税抜0.5)をかけた率とします。ただし、当該率が年率0.66%(税抜0.6%)を超える場合には、その上限を年率0.66%(税抜0.6%)とします。</p>	<p>▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)</p>
	監査費用	<p>ファンドの純資産総額に年率0.0022%(税抜0.002%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。</p>	<p>▶ 監査費用: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>
随時	その他の費用・手数料	<p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p>	<p>▶ 売買委託手数料: 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料</p> <p>▶ 信託事務の諸費用: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用</p> <p>▶ 借入金の利息: 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息</p>

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

**●税金** 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は2021年5月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



 ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)  
かんたんガイド  
[https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi\\_guide.pdf](https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



投資信託説明書

(請求目論見書)

2021.08.28

# ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／資産複合

# ニッセイマネーピールファンド(豪高配当株F)

追加型投信／国内／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）」は、主に外国の株式および不動産投資信託証券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落または発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響、組入不動産投資信託証券の価格の下落または発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

「ニッセイマネーピールファンド（豪高配当株F）」は、主に国内の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- 本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）です。
- この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）」および「ニッセイマネーピールファンド（豪高配当株F）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2021 年 8 月 27 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 8 月 28 日にその届出の効力が生じております。
- なお、有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所について、該当事項はありません。

## 目 次

第一部 証券情報 .....	1			
(1) ファンドの名称	(2) 内国投資信託受益証券の形態等			
(3) 発行(売出)価額の総額	(4) 発行(売出)価格			
(5) 申込手数料	(6) 申込単位	(7) 申込期間		
(8) 申込取扱場所	(9) 払込期日	(10) 払込取扱場所		
(11) 振替機関に関する事項	(12) その他			
第二部 ファンド情報 .....	3			
第1 ファンドの状況 .....	3			
1 ファンドの性格				
(1) ファンドの目的及び基本的性格				
(2) ファンドの沿革	(3) ファンドの仕組み			
2 投資方針				
(1) 投資方針	(2) 投資対象	(3) 運用体制		
(4) 分配方針	(5) 投資制限			
3 投資リスク				
4 手数料等及び税金				
(1) 申込手数料	(2) 換金(解約)手数料	(3) 信託報酬等		
(4) その他の手数料等	(5) 課税上の取扱い			
5 運用状況				
(1) 投資状況	(2) 投資資産	(3) 運用実績	(4) 設定及び解約の実績	
第2 管理及び運営 .....	48			
1 申込(販売)手続等				
2 換金(解約)手続等				
3 資産管理等の概要				
(1) 資産の評価	(2) 保管	(3) 信託期間	(4) 計算期間	(5) その他
4 受益者の権利等				
第3 ファンドの経理状況 .....	55			
1 財務諸表				
(1) 貸借対照表	(2) 損益及び剰余金計算書			
(3) 注記表	(4) 附属明細表			
2 ファンドの現況				
第4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	98			
第三部 委託会社等の情報 .....	委託-1			
第1 委託会社等の概況 .....	委託-1			
1 委託会社等の概況	2 事業の内容及び営業の概況			
3 委託会社等の経理状況	4 利害関係人との取引制限			
5 その他				
添付 約款				

# 第一部 【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）  
ニッセイマネーパールファンド（豪高配当株F）

上記2ファンドのそれぞれをまたは総称して「ファンド」ということがあります。また、ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）を「オーストラリア高配当株ファンド」、ニッセイマネーパールファンド（豪高配当株F）を「マネーパールファンド」ということがあります。

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

- ② 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます（「マネーパールファンド」は除きます）。

なお、委託会社へは後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## (5) 【申込手数料】

### 「オーストラリア高配当株ファンド」

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

- 手数料率は変更となる場合があります。

### 「マネーパールファンド」

ありません。

- 手数料は変更となる場合があります。

- 「マネーパールファンド」の取得の申込みは、「オーストラリア高配当株ファンド」からのスイッチング※による場合に限定します。なお、販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。

※ スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## (7) 【申込期間】

継続申込期間：2021年8月28日（土）～2022年2月28日（月）

○ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① 基本方針

###### 「オーストラリア高配当株ファンド」

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### 「マネープールファンド」

ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### ② ファンドの特色

###### 「オーストラリア高配当株ファンド」

◆オーストラリア株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- ・相対的に配当利回りの高い「株式」および「不動産投資信託（以下、「リート」といいます）を含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とします。
- ・ファンドは、「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」および「ニッセイマネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ※方式で運用を行います。

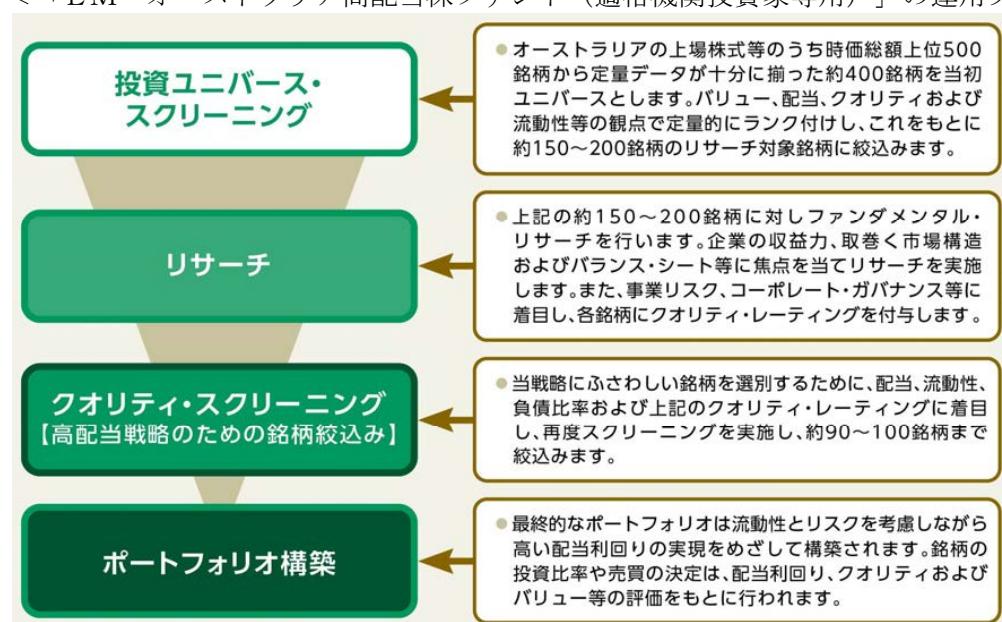
※ ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。「オーストラリア高配当株ファンド」の具体的な運用形態については、後記「(3) ファンドの仕組み <運用の形態等>」をご参照ください。

・「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

・実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ※を行いません。

※ 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

##### <「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」の運用プロセス>



・上記運用プロセスは、2021年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆原則として、毎月28日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

◆「マネープールファンド」との間でスイッチング※が可能です。

※ スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

- スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

なお、販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

#### 「マネーブールファンド」

◆円建ての短期公社債および短期金融商品に実質的に投資することにより、安定した収益と流動性の確保をめざします。

◆原則として、年2回（5・11月の各28日。休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。

- 将來の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

◆「オーストラリア高配当株ファンド」との間でスイッチングが可能です。なお、「マネーブールファンド」のご購入は、「オーストラリア高配当株ファンド」からのスイッチングによる場合に限定します。

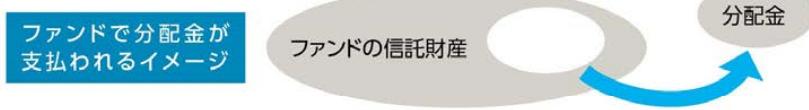


- スイッチングの際には、換金時と同様に税金および販売会社が定める購入時手数料・税金がかかります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## 分配金に関する留意事項

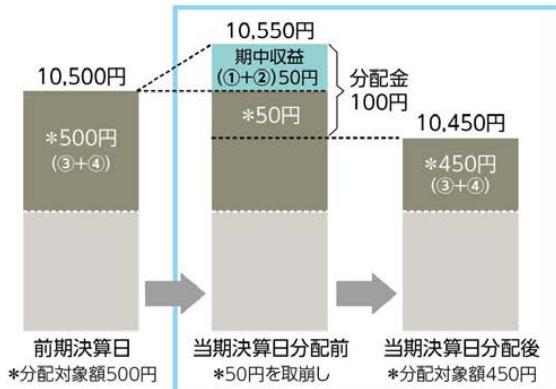
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



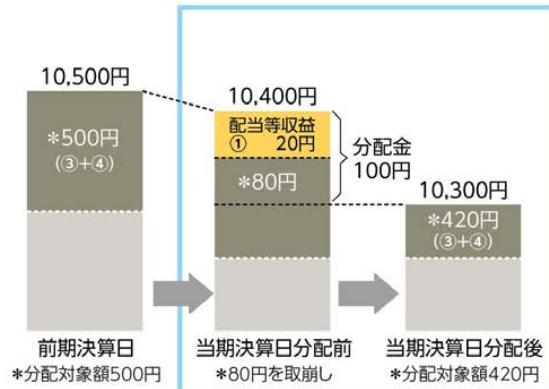
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてるすることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

! 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

### ③ 信託金の上限

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### 「マネープールファンド」

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ④ ファンドの分類

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

追加型投信／海外／資産複合に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### 「マネーブールファンド」

追加型投信／国内／債券に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

#### 「マネーブールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

属性区分表

## 「オーストラリア高配当株ファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資 産複合 (株式 ・不動産投信) 資產 配分変更型) )	日々 その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般) ))	日々	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ
資産複合 ( )	その他 ( )	エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

### 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・不動産投信) 資産配分変更型))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、ファンドの実質的な運用を投資信託証券にて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
その他資産 (投資信託証券 (債券 (一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券 (マザーファンド) とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回 (毎月)	目論見書または約款において、年12回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書または約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く) を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

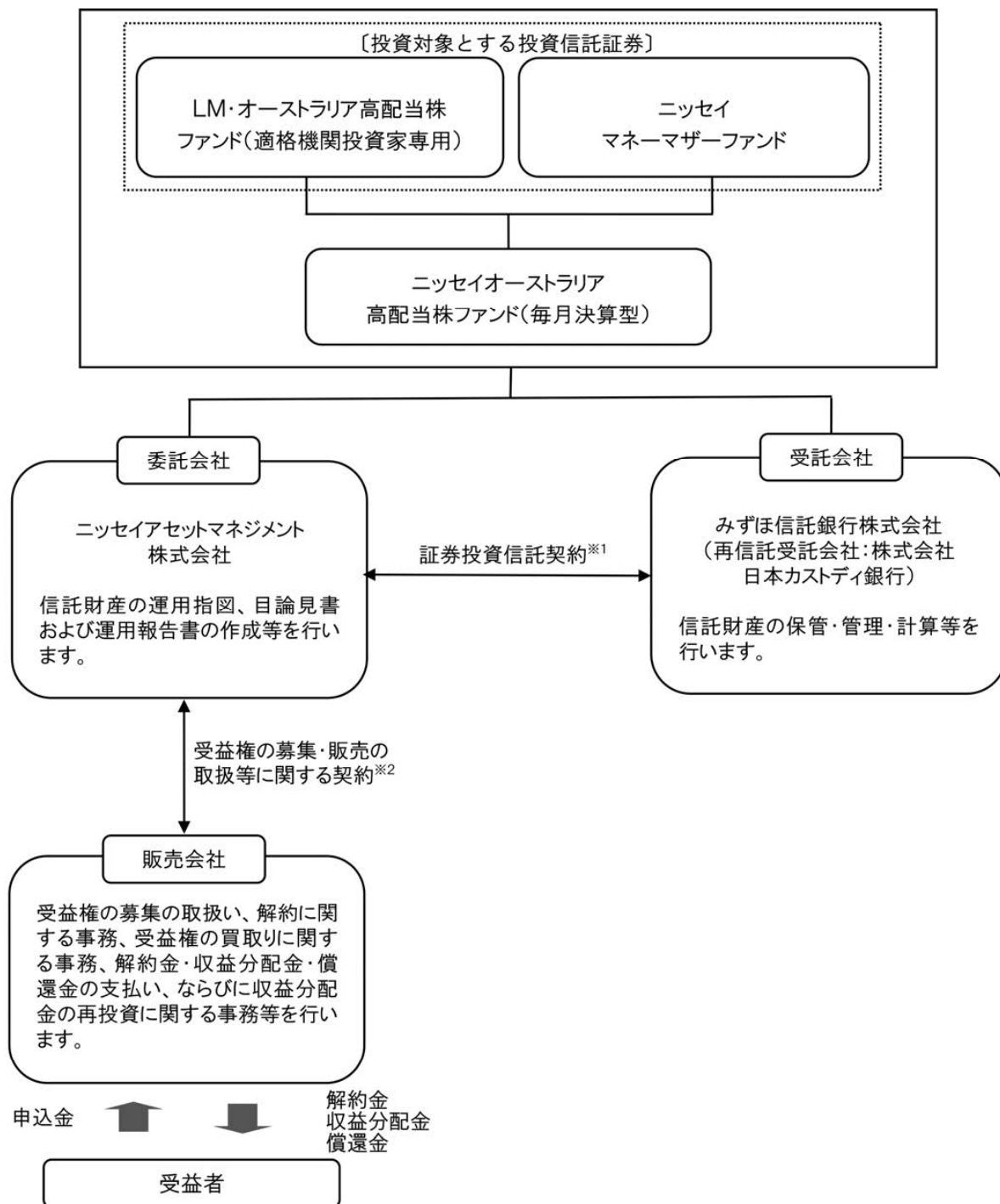
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2012年6月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

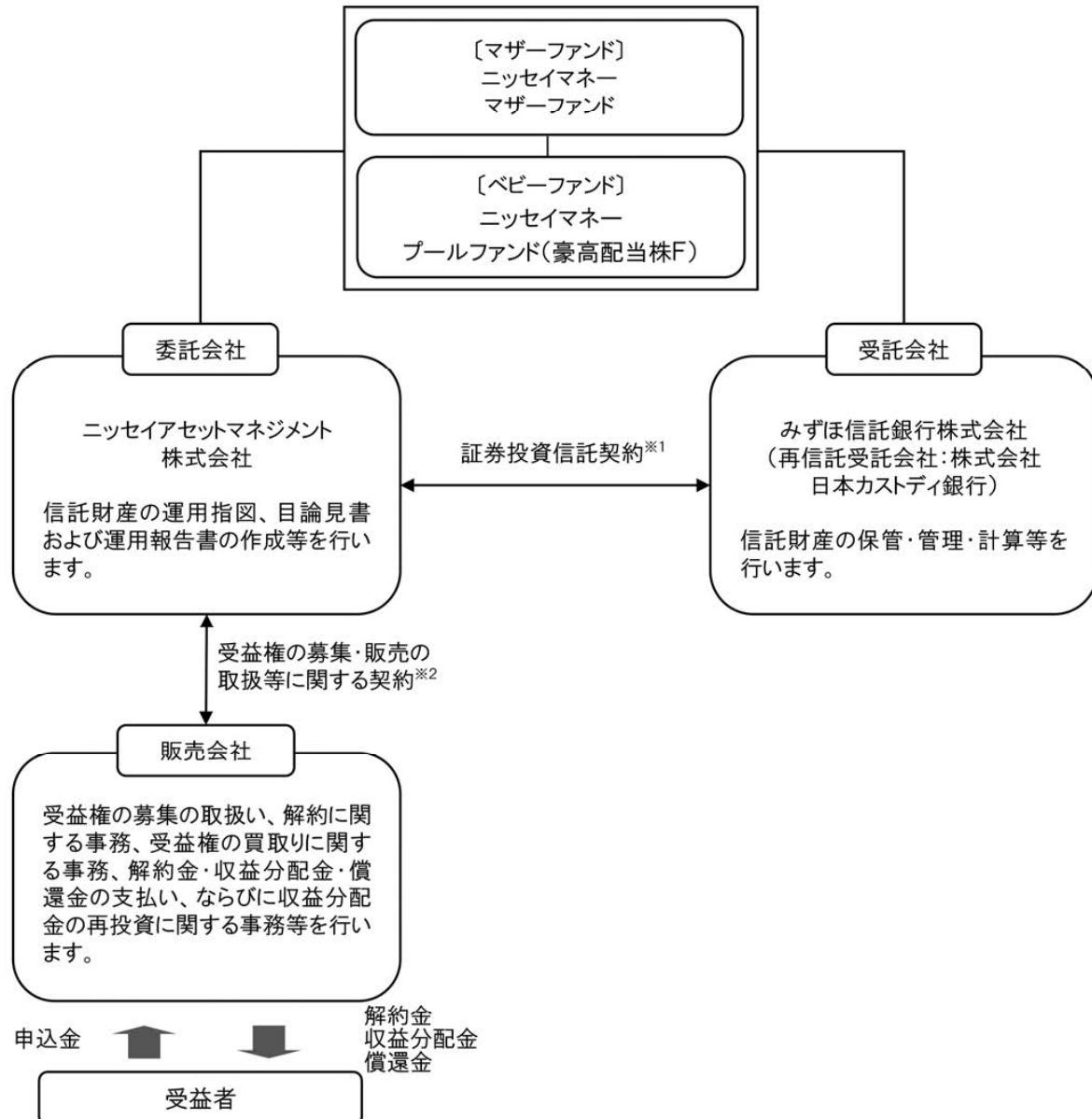
### (3) 【ファンドの仕組み】

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- ※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

## 「マネーピールファンド」



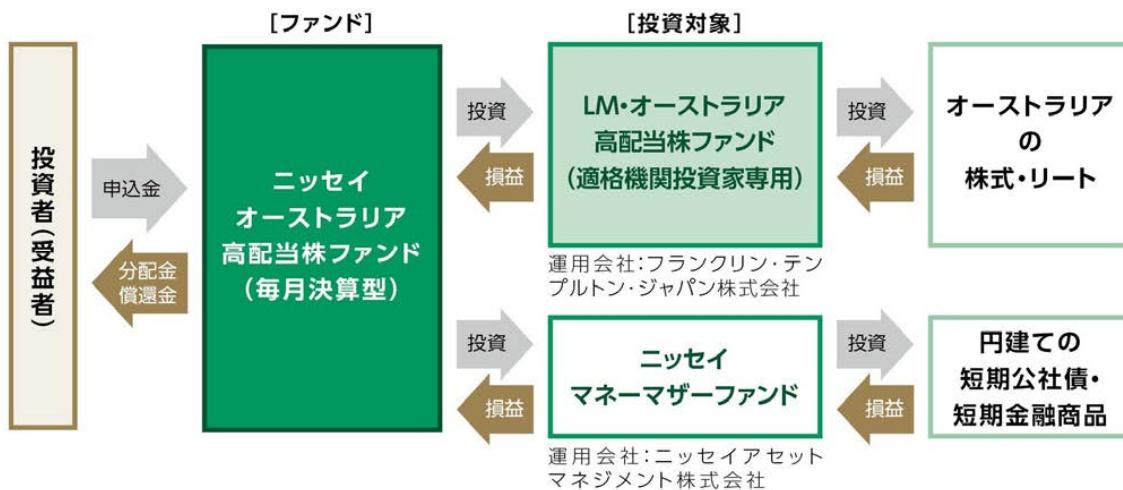
※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

<運用の形態等>

### 「オーストラリア高配当株ファンド」

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



ファンドの投資対象とする「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」の実質的な運用は、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

なお、フランクリン・リソーシズ・インク傘下のレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（旧商号）は、2021年4月1日付で同社を存続会社としてフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、それにともない商号を現在の「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更しました。

#### レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドは、フランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社で、オーストラリア株式の運用においては、30年以上の実績があります。なお、同社の株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

#### フランクリン・リソーシズ・インクについて

フランクリン・テンプルトン<sup>※1</sup>は米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界の30カ国以上に拠点、そして複数の資産クラスにおいて約1,300名の投資プロフェッショナルと約1.5兆米ドル（約166兆円<sup>※2</sup>）の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

※1 フランクリン・リソーシズ・インクは、傘下の子会社を含め「フランクリン・テンプルトン」として業務を執行。

※2 グループ運用子会社を含む運用資産の総額。2021年3月末現在、1米ドル=110.71円で円換算。

- 2021年5月末現在でニッセイアセットマネジメント株式会社が知り得る情報をもとに作成しています。

## 「マネーポールファンド」

ファンドは「ニッセイマネーマザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### 委託会社の概況（2021年5月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 大関 洋
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 1995年4月4日
7. 沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
  - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
  - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。
8. 大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	108,448株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

- ① ファンドは、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ② 主として、LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）への投資を通じて、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」に実質的な投資を行います。
- ③ LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 「マネーパールファンド」

- ① 主として、ニッセイマネーマザーファンドへの投資を通じて、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資を行い、安定した収益と流動性の確保をめざします。
- ② 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (参考) マザーファンドの概要

### ニッセイマネーマザーファンド

#### (1) 基本方針

マザーファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標とした運用を行います。

#### (2) 運用方法

##### a 投資対象

円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

##### b 投資態度

① 円建ての短期公社債および短期金融商品に投資を行い、安定した収益と流動性の確保をめざします。

② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、

投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資は行いません。

⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## (2) 【投資対象】

### 「オーストラリア高配当株ファンド」

#### a 主な投資対象

国内籍投資信託のLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）およびニッセイマネーマザーファンド（以下「指定投資信託証券」ということがあります）を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

<指定投資信託証券の概要>

1. LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）

投資対象	<p>LM・オーストラリア高配当株マザーファンド※（以下、「マザーファンド」といいます）を主要投資対象とします。</p> <p>※ 当該マザーファンドの委託会社（運用会社）であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社であるレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに委託します。</p>
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>マザーファンドを通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。</li> <li>マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。</li> <li>マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。</li> <li>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</li> <li>投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます）への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
決算日	原則として、毎月20日
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。</li> <li>分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。</li> <li>分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。</li> </ul> <p>なお、上記収益分配方針は、「ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）」および「ニッセイマネープールファンド（豪高配当株F）」の収益分配方針ではありません。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対し、年0.616%（税抜0.56%）            （上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます）</p>
その他の費用	<p>信託事務の諸費用／その他諸費用（監査費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限）／マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用 等</p> <p>なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p>
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## 2. ニッセイマネーマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

### b 約款に定める投資対象

#### ① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（日本の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ② 有価証券

主として次の1. および2. に掲げる投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます）のほか、次の3. から6. に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、日本の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

1. LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）
2. ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるニッセイマネーマザーファンド
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記3. の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

なお、前記5. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

「マネーパールファンド」

a 主な投資対象

ニッセイマネーマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（日本の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 「マネーパールファンド」 b 約款に定めるその他の投資制限

③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイマネーマザーファンド」（以下、「マネーパールファンドにおいて「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、日本の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

6. 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券（なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 7. までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で15. および16. の有価証券の性質を有するもの  
ただし、9. および10. の証券については、株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券に投資するものを除きます。

なお、6. の証券および8. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および8. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. および10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

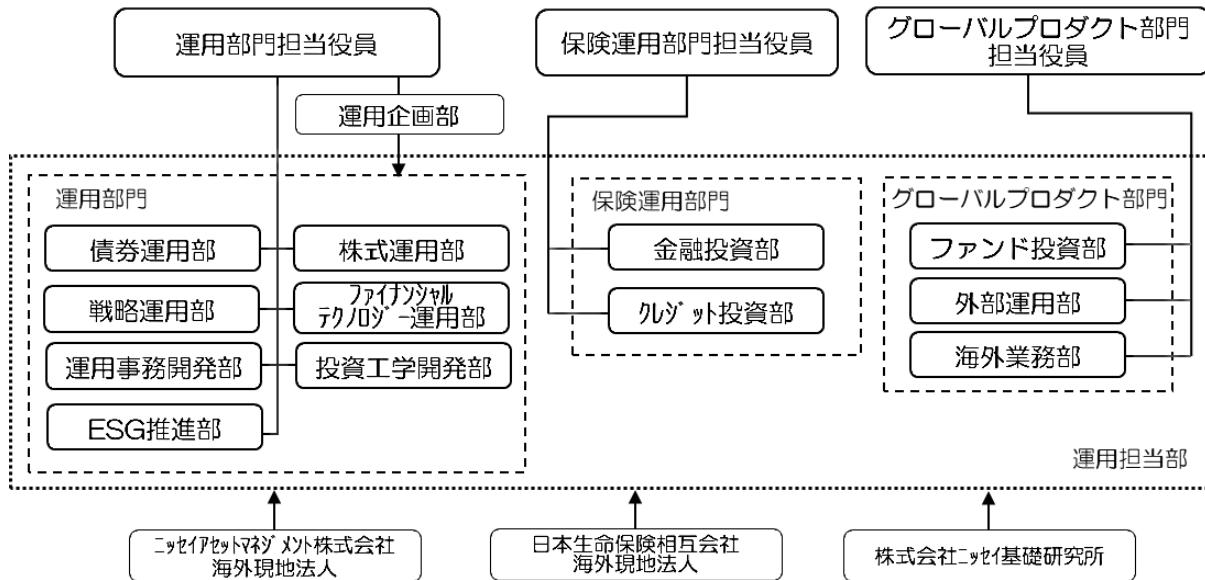
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号または第2号で定めるもの

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

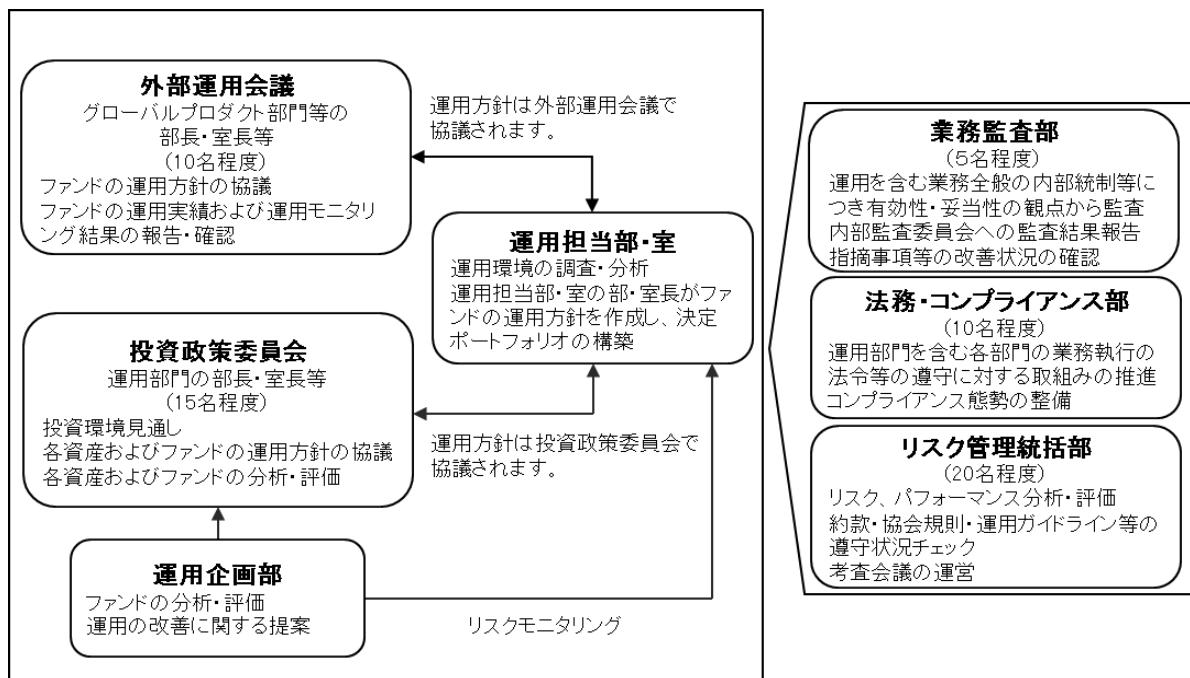
### (3) 【運用体制】

#### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関する規程を設けています。

#### 内部管理体制および意思決定を監督する組織



#### <受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などをしています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 分配時期

毎決算日とし、決算日は毎月28日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③ 支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「マネーポールファンド」

① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイマネーマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます）

ただし、ニッセイマネーマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

② 分配時期

毎決算日とし、決算日は5・11月の各28日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③ 支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

○ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（5）【投資制限】

「オーストラリア高配当株ファンド」

a 約款に定める主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ デリバティブの直接利用は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

① 公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

**② 資金の借入れ**

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

**c 法令に定める投資制限**

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

**「マネープールファンド」**

**a 約款に定める主な投資制限**

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権をいいます。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**b 約款に定めるその他の投資制限**

**① 投資する株式の範囲**

投資する株式は、国内の金融商品取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するものの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものと

します。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所における国内の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における国内の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

## ⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
  - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

## ⑦ 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧の規定により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

## ⑧ 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

## ⑨ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

## c 法令に定める投資制限

### ① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

- ② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）  
信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。
- ③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3 【投資リスク】

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### 「オーストラリア高配当株ファンド」

###### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

###### ・不動産投資信託（リート）投資リスク

###### 保有不動産に関するリスク

リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。

###### 金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、債券等の利回りとの比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借り入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。

###### 信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。

###### リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

###### ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないと、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

###### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

- ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

- ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は2021年4月末現在、オーストラリア高配当株ファンドの投資対象であるニッセイマネーマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に33.8%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

### 「マネープールファンド」

- ・債券投資リスク

#### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

#### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

- ・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

- ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

- ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

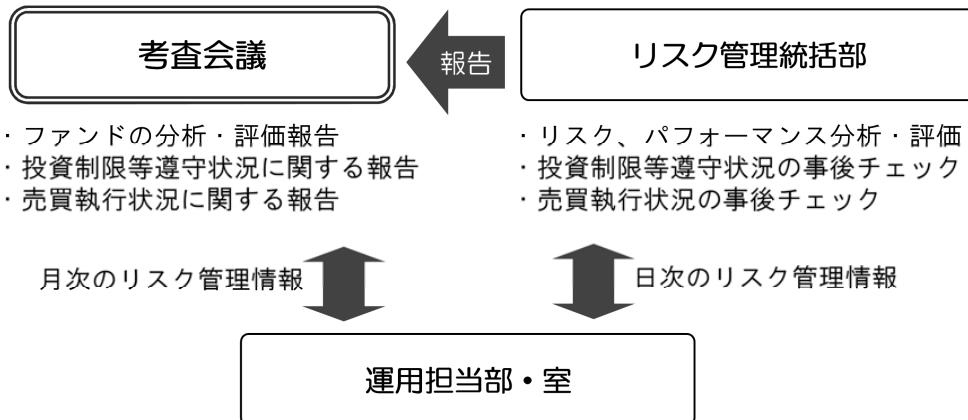
- ・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は2021年5月28日現在、マネープールファンドを1百万円（受益権口数1百万口、ファンド全体の100.0%）保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

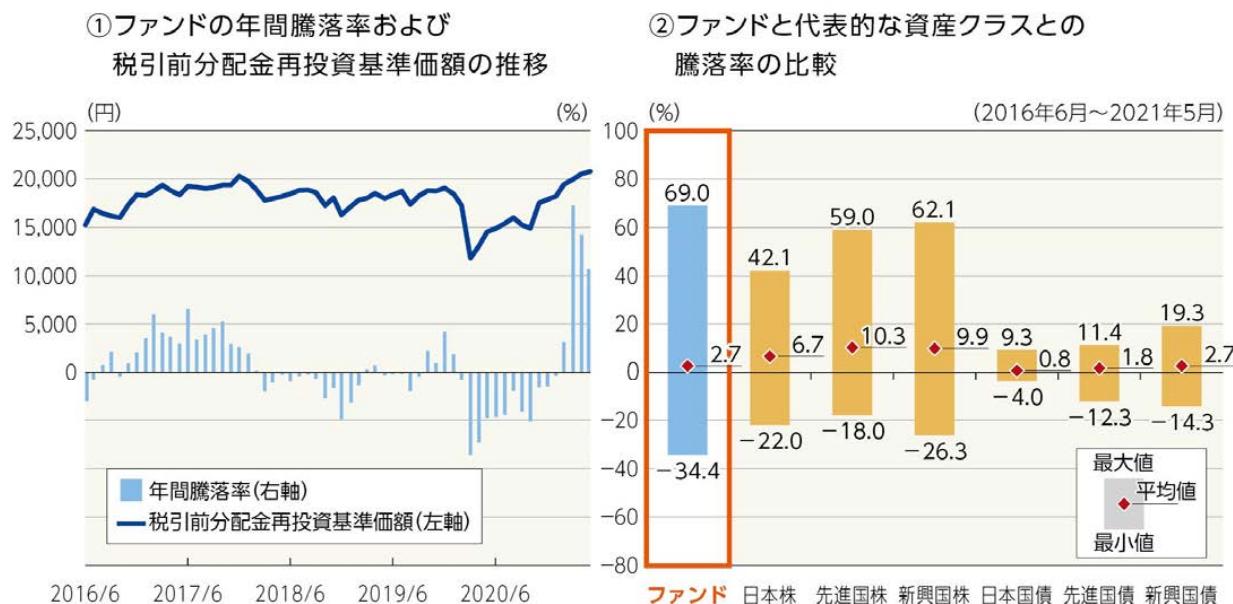
## (2) 投資リスク管理体制



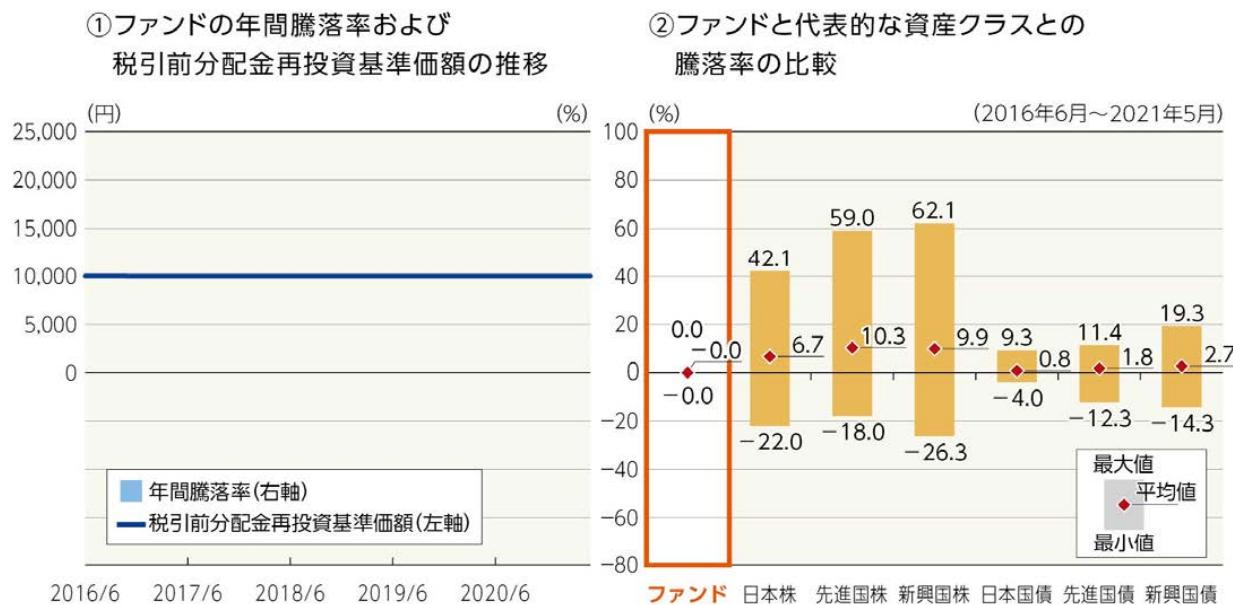
1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
    - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡とともに、月次の考査会議で報告します。
    - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
  2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ●ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)



### ●ニッセイマネーポールファンド(豪高配当株F)



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
  - 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
  - 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

■前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
  - 手数料率は変更となる場合があります。
- ② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

#### 「マネープールファンド」

ありません。

- 手数料は変更となる場合があります。
  - 「マネープールファンド」の取得の申込みは、「オーストラリア高配当株ファンド」からのスイッチングによる場合に限定します。なお、販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。
- 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。
- ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

「オーストラリア高配当株ファンド」

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.21%（税抜1.1%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.27%	0.80%	0.03%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(参考1) 投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率（年率）

LM・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	0.616%（税抜0.56%）
ニッセイマネーマザーファンド	ありません。

(参考2) 指定投資信託証券を含めた実質的な信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.826%（税抜1.66%）程度をかけた額となります。

- 「実質的な信託報酬」とは、ファンドが投資対象とするLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）を100%組入れた場合の費用です。上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な信託報酬は変動します。
- ファンドが投資対象とするLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

「マネープールファンド」

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に信託報酬率（年率）をかけた額とします。

「信託報酬率（年率）」は各月毎に決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.55（税抜0.5）をかけた率とします。ただし、当該率が年0.66%（税抜0.6%）を超える場合には、その上限を年0.66%（税抜0.6%）とします。

なお、上記による信託報酬は次の比率で配分されます。

委託会社	販売会社	受託会社
45%	45%	10%

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。なお、「マネーパールファンド」においては、この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

##### ② 監査費用

##### 「オーストラリア高配当株ファンド」

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0011% (税抜0.001%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0022% (税抜0.002%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0044% (税抜0.004%)
10億円以下 の部分	年 0.0110% (税抜0.010%)

##### 「マネーパールファンド」

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0022%（税抜0.002%）をかけた額を上限とし、信託財産中から支払います。

##### ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

##### ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

##### ⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

## (5) 【課税上の取扱い】

### 課税対象

分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。

「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

### 個人の課税の取扱い

分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収※され申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

解約請求・償還・  
買 取 請 求 時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

### 税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%)
2038年 1月 1日以降	20% (所得税15%・地方税5%)

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

### <少額投資非課税制度について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収※されます。  
益金不算入制度の適用はありません。  
※ 外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

### 税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

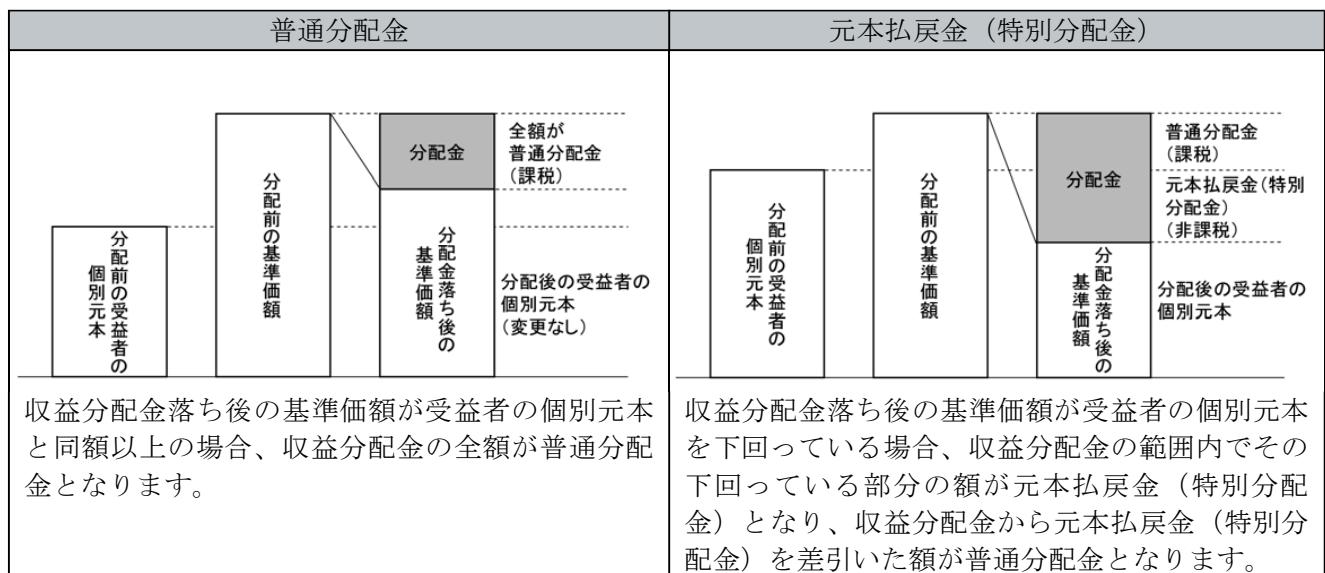
税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

### 個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。



- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

2021年5月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	49,490,524,741	99.05
内 日本	49,490,524,741	99.05
親投資信託受益証券	100,289,947	0.20
内 日本	100,289,947	0.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	376,066,708	0.75
純資産総額	49,966,881,396	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイマネーブールファンド（豪高配当株F）

2021年5月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	1,000,136	100.00
内 日本	1,000,136	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	0	0.00
純資産総額	1,000,136	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイマネー マザーファンド

2021年5月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	84,221,366	55.66
内 日本	84,221,366	55.66
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	67,091,242	44.34
純資産総額	151,312,608	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

2021年5月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用） 日本	投資信託受益証券	71,025,437,344	0.6911 49,092,782,292	0.6968 49,490,524,741	— —	99.05
2	ニッセイマネー マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	100,089,768	1.0019 100,289,947	1.0020 100,289,947	— —	0.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2021年5月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内		99.05
	小計		99.05
親投資信託受益証券	国内		0.20
	小計		0.20
合 計 (対純資産総額比)			99.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイマネーブールファンド（豪高配当株F）

2021年5月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	ニッセイマネー マザーフ アンド 日本	親投資 信託受 益証券	998,140	1,0019 1,000,136	1,0020 1,000,136	— —	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2021年5月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合 計 (対純資産総額比)			100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

ニッセイマネー マザーファンド

2021年5月31日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	第106回 共同発行市場 公募地方債 日本	地方債 証券	30,000,000	100.61 30,184,100	100.61 30,184,100	0.97 2022/1/25	19.95
2	平成28年度第3回 京都 市公募公債 日本	地方債 証券	30,000,000	99.99 29,999,001	99.99 29,999,001	0.001 2021/9/29	19.83
3	平成23年度第4回 大阪 市公募公債 日本	地方債 証券	24,000,000	100.15 24,038,265	100.15 24,038,265	1.178 2021/7/22	15.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2021年5月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	国内	地方債証券	55.66
	小計		55.66
合 計 (対純資産総額比)			55.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

**②【投資不動産物件】**

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

ニッセイマネーブールファンド（豪高配当株F）

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイマネー マザーファンド

該当事項はありません。

**③【その他投資資産の主要なもの】**

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

該当事項はありません。

ニッセイマネーブールファンド（豪高配当株F）

該当事項はありません。

(参考)

ニッセイマネー マザーファンド

該当事項はありません。

**(3) 【運用実績】**

**①【純資産の推移】**

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

直近日（2021年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (2012年11月28日)	85,672,247,578	86,443,951,465	1.1102	1.1202
第2特定期間末 (2013年5月28日)	65,235,500,972	65,837,961,574	1.4077	1.4207
第3特定期間末 (2013年11月28日)	23,639,868,116	23,874,114,728	1.3119	1.3249
第4特定期間末 (2014年5月28日)	31,472,887,596	31,956,533,112	1.3015	1.3215
第5特定期間末 (2014年11月28日)	111,009,045,901	112,712,676,783	1.3032	1.3232
第6特定期間末 (2015年5月28日)	178,267,580,892	181,164,114,828	1.2309	1.2509

第7特定期間末 (2015年11月30日)	172,906,533,248	176,461,116,226	0.9729	0.9929
第8特定期間末 (2016年5月30日)	164,141,267,341	168,114,126,248	0.8263	0.8463
第9特定期間末 (2016年11月28日)	175,935,384,253	180,637,735,731	0.7483	0.7683
第10特定期間末 (2017年5月29日)	181,650,914,818	185,599,289,051	0.6901	0.7051
第11特定期間末 (2017年11月28日)	164,961,981,024	168,915,795,905	0.6258	0.6408
第12特定期間末 (2018年5月28日)	128,425,604,780	130,876,992,661	0.5239	0.5339
第13特定期間末 (2018年11月28日)	96,687,357,192	98,839,891,556	0.4492	0.4592
第14特定期間末 (2019年5月28日)	83,409,990,421	85,080,108,360	0.3995	0.4075
第15特定期間末 (2019年11月28日)	74,013,616,778	75,651,445,874	0.3615	0.3695
第16特定期間末 (2020年5月28日)	49,610,679,292	50,647,265,998	0.2393	0.2443
第17特定期間末 (2020年11月30日)	50,812,920,967	51,801,270,749	0.2571	0.2621
第18特定期間末 (2021年5月28日)	49,577,296,202	50,119,317,995	0.2744	0.2774
2020年5月末日	50,089,043,013	—	0.2411	—
6月末日	50,296,054,013	—	0.2421	—
7月末日	50,575,898,942	—	0.2453	—
8月末日	50,784,403,464	—	0.2498	—
9月末日	47,042,568,006	—	0.2328	—
10月末日	44,584,792,530	—	0.2231	—
11月末日	50,812,920,967	—	0.2571	—
12月末日	50,460,222,677	—	0.2573	—
2021年1月末日	50,189,225,408	—	0.2571	—
2月末日	53,028,355,122	—	0.2742	—
3月末日	51,901,356,413	—	0.2716	—
4月末日	52,324,317,857	—	0.2761	—
5月末日	49,966,881,396	—	0.2766	—

#### ニッセイマネーブルファンド（豪高配当株F）

直近日（2021年5月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2012年11月28日)	1,000,227	1,000,227	1.0002	1.0002
第2計算期間末 (2013年5月28日)	24,804,787	24,804,787	1.0004	1.0004

第3計算期間末 (2013年11月28日)	16,588,382	16,588,382	1.0007	1.0007
第4計算期間末 (2014年5月28日)	4,077,151	4,077,151	1.0007	1.0007
第5計算期間末 (2014年11月28日)	14,112,447	14,112,447	1.0007	1.0007
第6計算期間末 (2015年5月28日)	14,074,907	14,074,907	1.0008	1.0008
第7計算期間末 (2015年11月30日)	2,873,059	2,873,059	1.0005	1.0005
第8計算期間末 (2016年5月30日)	12,914,333	12,914,333	1.0007	1.0007
第9計算期間末 (2016年11月28日)	183,213,569	183,213,569	1.0005	1.0005
第10計算期間末 (2017年5月29日)	32,001,917	32,001,917	1.0004	1.0004
第11計算期間末 (2017年11月28日)	34,786,622	34,786,622	1.0003	1.0003
第12計算期間末 (2018年5月28日)	15,274,437	15,274,437	1.0002	1.0002
第13計算期間末 (2018年11月28日)	15,286,249	15,286,249	1.0001	1.0001
第14計算期間末 (2019年5月28日)	2,872,213	2,872,213	1.0002	1.0002
第15計算期間末 (2019年11月28日)	1,000,334	1,000,334	1.0003	1.0003
第16計算期間末 (2020年5月28日)	4,860,199	4,860,199	1.0002	1.0002
第17計算期間末 (2020年11月30日)	4,859,229	4,859,229	1.0000	1.0000
第18計算期間末 (2021年5月28日)	1,000,136	1,000,136	1.0001	1.0001
2020年5月末日	4,860,199	—	1.0002	—
6月末日	4,860,199	—	1.0002	—
7月末日	4,860,199	—	1.0002	—
8月末日	4,860,199	—	1.0002	—
9月末日	4,859,714	—	1.0001	—
10月末日	4,859,714	—	1.0001	—
11月末日	4,859,229	—	1.0000	—
12月末日	1,000,036	—	1.0000	—
2021年1月末日	1,000,036	—	1.0000	—
2月末日	1,000,036	—	1.0000	—
3月末日	1,000,036	—	1.0000	—
4月末日	1,000,036	—	1.0000	—
5月末日	1,000,136	—	1.0001	—

## ②【分配の推移】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0600
第2特定期間	0.0660
第3特定期間	0.0780
第4特定期間	0.0930
第5特定期間	0.1200
第6特定期間	0.1200
第7特定期間	0.1200
第8特定期間	0.1200
第9特定期間	0.1200
第10特定期間	0.1100
第11特定期間	0.0900
第12特定期間	0.0800
第13特定期間	0.0600
第14特定期間	0.0560
第15特定期間	0.0480
第16特定期間	0.0420
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0260

ニッセイマネーブールファンド（豪高配当株F）

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

### ③【収益率の推移】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

	収益率 (%)
第1特定期間	17.0
第2特定期間	32.7
第3特定期間	△1.3
第4特定期間	6.3
第5特定期間	9.4
第6特定期間	3.7
第7特定期間	△11.2
第8特定期間	△2.7
第9特定期間	5.1
第10特定期間	6.9
第11特定期間	3.7
第12特定期間	△3.5
第13特定期間	△2.8
第14特定期間	1.4
第15特定期間	2.5
第16特定期間	△22.2
第17特定期間	20.0
第18特定期間	16.8

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しています。（第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）

ニッセイマネーブルファンド（豪高配当株F）

	収益率 (%)
第1計算期間	0.0
第2計算期間	0.0
第3計算期間	0.0
第4計算期間	0.0
第5計算期間	0.0
第6計算期間	0.0
第7計算期間	0.0
第8計算期間	0.0
第9計算期間	0.0
第10計算期間	0.0
第11計算期間	0.0
第12計算期間	0.0
第13計算期間	0.0
第14計算期間	0.0
第15計算期間	0.0
第16計算期間	0.0
第17計算期間	△0.0
第18計算期間	0.0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しています（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1特定期間	79,382,276,052	2,211,887,323	77,170,388,729
第2特定期間	11,621,897,172	42,449,162,608	46,343,123,293
第3特定期間	1,725,581,365	30,049,734,477	18,018,970,181
第4特定期間	11,406,593,698	5,243,288,068	24,182,275,811
第5特定期間	63,458,292,018	2,459,023,680	85,181,544,149
第6特定期間	68,000,574,728	8,355,422,064	144,826,696,813
第7特定期間	63,240,577,356	30,338,125,224	177,729,148,945
第8特定期間	53,712,860,219	32,799,063,810	198,642,945,354
第9特定期間	67,329,528,601	30,854,900,012	235,117,573,943
第10特定期間	88,019,406,302	59,912,031,354	263,224,948,891
第11特定期間	57,437,169,437	57,074,459,532	263,587,658,796
第12特定期間	34,859,071,913	53,307,942,546	245,138,788,163
第13特定期間	14,317,618,979	44,202,970,679	215,253,436,463
第14特定期間	17,754,329,876	24,243,023,947	208,764,742,392
第15特定期間	17,380,274,346	21,416,379,701	204,728,637,037
第16特定期間	20,522,002,634	17,933,298,468	207,317,341,203
第17特定期間	13,468,365,715	23,115,750,373	197,669,956,545
第18特定期間	13,153,454,218	30,149,479,719	180,673,931,044

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニッセイマネーピールファンド（豪高配当株F）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	1,000,000	0	1,000,000
第2計算期間	106,694,629	82,900,791	24,793,838
第3計算期間	55,505,306	63,721,683	16,577,461
第4計算期間	13,842,625	26,345,817	4,074,269
第5計算期間	10,028,648	0	14,102,917
第6計算期間	14,989,508	15,028,648	14,063,777
第7計算期間	17,415,353	28,607,527	2,871,603
第8計算期間	49,097,697	39,063,739	12,905,561
第9計算期間	771,111,719	600,894,387	183,122,893
第10計算期間	32,003,693	183,136,406	31,990,180
第11計算期間	20,886,554	18,099,317	34,777,417
第12計算期間	9,705,575	29,212,095	15,270,897
第13計算期間	1,800,130	1,786,796	15,284,231
第14計算期間	1,663,179	14,075,807	2,871,603
第15計算期間	0	1,871,603	1,000,000
第16計算期間	8,993,256	5,134,064	4,859,192
第17計算期間	0	0	4,859,192
第18計算期間	27,823,475	31,682,667	1,000,000

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<参考情報>

## 3. 運用実績

2021年5月末現在

### ニッセイオーストラリア高配当株ファンド(毎月決算型)

#### ●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	2,766円
純資産総額	499億円

#### ●分配の推移 1万口当たり(税引前)

2021年 1月	50円
2021年 3月	50円
2021年 3月	50円
2021年 4月	30円
2021年 5月	30円
直近1年間累計	560円
設定来累計	14,390円

#### ●年間收益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ・2012年はファンド設定時から年末まで、2021年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

#### ●組入比率

LM・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	99.0%
ニッセイマネーマザーファンド	0.2%
短期金融資産等	0.8%

- ・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### ●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄	業種	比率
1	ANZ銀行グループ	金融	6.4%
2	ナショナル・オーストラリア銀行	金融	5.7%
3	オーストラリア・コモンウェルス銀行	金融	5.5%
4	BHP	素材	5.0%
5	テルストラ・コーポレーション	コミュニケーション・サービス	4.8%
6	ウエストパック銀行	金融	4.1%
7	サンコーポ・グループ	金融	3.7%
8	センターグループ	リート	3.4%
9	メディアバンク・プライベート	金融	3.4%
10	ハーベイ・ノーマン	一般消費財・サービス	3.4%

・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。

・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

・比率は対組入株式等評価額比です。

### ニッセイマネーマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第106回 共同発行市場公募地方債	地方債	35.8%
2	平成28年度第3回 京都市公募公債	地方債	35.6%
3	平成23年度第4回 大阪市公募公債	地方債	28.5%

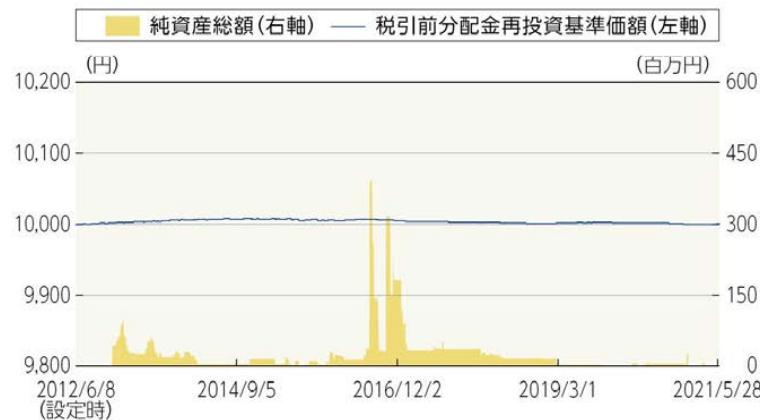
・比率は対組入債券評価額比です。

!  
ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### ニッセイマネープールファンド(豪高配当株F)

#### ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

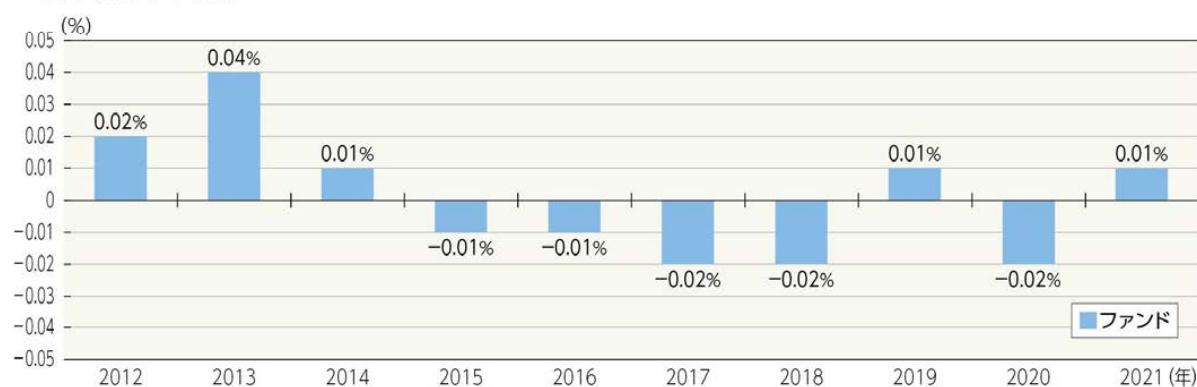
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	10,001円
純資産総額	100万円

#### ●分配の推移 1万口当り(税引前)

2019年5月	0円
2019年11月	0円
2020年5月	0円
2020年11月	0円
2021年5月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

#### ●年間收益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2012年はファンド設定時から年末まで、2021年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

#### ●組入比率(マザーファンド)

債券	55.7%
現金、その他	44.3%

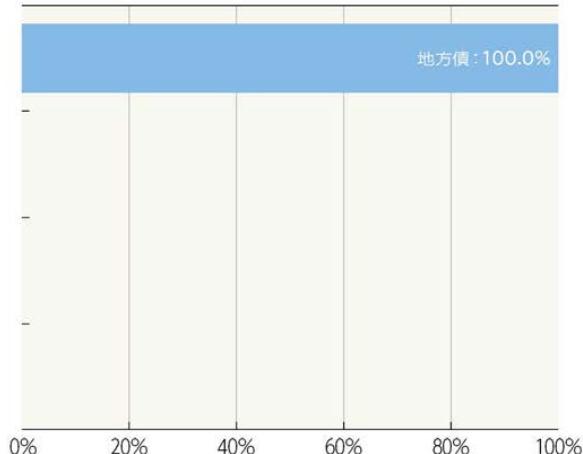
・比率は対純資産総額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

**●主要な資産の状況(マザーファンド)**

セクター別構成比



・比率は対組入債券評価額比です。

**●組入上位銘柄(マザーファンド)**

	銘柄	種別	比率
1	第106回 共同発行市場公募地方債	地方債	35.8%
2	平成28年度第3回 京都市公募公債	地方債	35.6%
3	平成23年度第4回 大阪市公募公債	地方債	28.5%

・比率は対組入債券評価額比です。

**■** ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### ① 申込受付

##### 「オーストラリア高配当株ファンド」

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います（ただし、申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受け付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます）。

##### 「マネーパールファンド」

「オーストラリア高配当株ファンド」からのスイッチング<sup>※1</sup>による場合に限定するものとし、販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います（ただし、「マネーパールファンド」の申込みはスイッチングによる場合に限定されるため、「マネーパールファンド」の申込日が「オーストラリア高配当株ファンド」の換金の受け付けを行わない日<sup>※2</sup>と同日の場合は、申込みの受け付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことがあります。

※1 販売会社によっては、「オーストラリア高配当株ファンド」のみの取扱いとなる場合があります。

※2 「オーストラリア高配当株ファンド」の換金申込日または換金申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合。

#### ② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### ③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### ④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### ⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### ⑥ 申込手数料

##### 「オーストラリア高配当株ファンド」

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

## 「マネーパールファンド」

ありません。

- 手数料は変更となる場合があります。

### ⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

○ 保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれます。税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

6. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## 2 【換金（解約）手続等】

### ① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行ないます（ただし、換金申込日または換金申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付け（スイッチングの場合も含みます）を行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止（「オーストラリア高配当株ファンド」のみ）、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります（スイッチングの場合も含みます※）。

※ 外国為替取引の停止の場合、「オーストラリア高配当株ファンド」の取得の申込みができない際には、「マネーパールファンド」のスイッチングのための換金はできません。

### ② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

### ③ 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

### ④ 換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### <買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

#### ⑤ 信託財産留保額

ありません。

#### ⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。

#### ⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行なった当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

#### 「オーストラリア高配当株ファンド」

主な投資資産	評価方法の概要
指定投資信託証券	計算日の基準価額で評価します。

#### 「マネープールファンド」

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます（「マネープールファンド」は除きます）。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

2012年6月8日から2027年5月28日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

「オーストラリア高配当株ファンド」

原則として、毎月29日から翌月28日までとします。

「マネーブールファンド」

原則として、毎年5月29日から11月28日まで、11月29日から翌年5月28日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

## (5) 【その他】

① 繰上償還

「オーストラリア高配当株ファンド」

1. 委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券である「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

i. 受益権の口数が10億口を下回っている場合

ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii. やむを得ない事情が発生したとき

3. 委託会社は、前記2. により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

4. 前記3. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該4. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知り得る受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

5. 前記3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

6. 前記3. から5. までの規定は、前記1. の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信

託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときに適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. から5. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合は翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

#### 「マネーパールファンド」

1. 委託会社は、「オーストラリア高配当株ファンド」が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - i. 受益権の口数が1億口を下回っている場合
  - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - iii. やむを得ない事情が発生したとき
3. （「オーストラリア高配当株ファンド」の3. と同規定）
4. （「オーストラリア高配当株ファンド」の4. と同規定）
5. （「オーストラリア高配当株ファンド」の5. と同規定）
6. （「オーストラリア高配当株ファンド」の6. と同規定）
7. （「オーストラリア高配当株ファンド」の7. と同規定）
8. （「オーストラリア高配当株ファンド」の8. と同規定）
9. （「オーストラリア高配当株ファンド」の9. と同規定）
10. （「オーストラリア高配当株ファンド」の10. と同規定）

#### ② 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受け付けません。

④ 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。  
○ 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの5月および11月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (<https://www.nam.co.jp/>) に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

### (3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### (5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

### (6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

① 他の受益者の氏名または名称および住所

② 他の受益者が有する受益権の内容

### 第3【ファンドの経理状況】

#### ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2020年12月1日から2021年5月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### ニッセイマネーパールファンド（豪高配当株F）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2020年12月1日から2021年5月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年7月6日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）の2020年12月1日から2021年5月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）の2021年5月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 1 【財務諸表】

【ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）】

### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17特定期間 2020年11月30日現在	第18特定期間 2021年5月28日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	1,091,480,664	80,634,206
コール・ローン	818,424,569	1,151,916,490
投資信託受益証券	50,021,383,786	49,092,782,292
親投資信託受益証券	100,279,938	100,289,947
<b>流動資産合計</b>	<b>52,031,568,957</b>	<b>50,425,622,935</b>
<b>資産合計</b>	<b>52,031,568,957</b>	<b>50,425,622,935</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	988,349,782	542,021,793
未払解約金	177,116,934	255,405,257
未払受託者報酬	1,448,135	1,385,810
未払委託者報酬	51,650,480	49,427,606
その他未払費用	82,659	86,267
<b>流動負債合計</b>	<b>1,218,647,990</b>	<b>848,326,733</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,218,647,990</b>	<b>848,326,733</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	197,669,956,545	180,673,931,044
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△146,857,035,578	△131,096,634,842
（分配準備積立金）	—	—
<b>元本等合計</b>	<b>50,812,920,967</b>	<b>49,577,296,202</b>
<b>純資産合計</b>	<b>50,812,920,967</b>	<b>49,577,296,202</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>52,031,568,957</b>	<b>50,425,622,935</b>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17特定期間 自 2020年5月29日 至 2020年11月30日	第18特定期間 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	5,977,993,904	3,651,622,763
受取利息	7,736	9,810
有価証券売買等損益	3,978,985,499	5,048,378,515
<b>営業収益合計</b>	<b>9,956,987,139</b>	<b>8,700,011,088</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	244,139	167,460
受託者報酬	8,417,758	8,358,371
委託者報酬	300,234,923	298,117,130
その他費用	507,653	489,398
<b>営業費用合計</b>	<b>309,404,473</b>	<b>307,132,359</b>
営業利益又は営業損失（△）	9,647,582,666	8,392,878,729
経常利益又は経常損失（△）	9,647,582,666	8,392,878,729
当期純利益又は当期純損失（△）	9,647,582,666	8,392,878,729
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	150,862,635	159,810,702
期首剰余金又は期首次損金（△）	△157,706,661,911	△146,857,035,578
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,567,301,898	22,151,548,430
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,567,301,898	22,151,548,430
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,132,015,963	9,639,842,787
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,132,015,963	9,639,842,787
<b>分配金</b>	<b>6,082,379,633</b>	<b>4,984,372,934</b>
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△146,857,035,578	△131,096,634,842

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第18特定期間 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月28日及び11月28日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間末日が休業日のため、2020年12月1日から2021年5月28日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17特定期間 2020年11月30日現在	第18特定期間 2021年5月28日現在
1. 期首元本額	207, 317, 341, 203円	197, 669, 956, 545円
期中追加設定元本額	13, 468, 365, 715円	13, 153, 454, 218円
期中一部解約元本額	23, 115, 750, 373円	30, 149, 479, 719円
2. 受益権の総数	197, 669, 956, 545口	180, 673, 931, 044口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っております、その差額は146, 857, 035, 578円であります。	純資産額が元本総額を下回っております、その差額は131, 096, 634, 842円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17特定期間 自 2020年5月29日 至 2020年11月30日	第18特定期間 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2020年5月29日 至2020年6月29日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（987, 336, 327円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4, 863, 118, 459円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は5, 850, 454, 786円（1万口当たり281. 86円）であり、うち</p>	<p>(自2020年12月1日 至2020年12月28日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益（594, 766, 252円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4, 288, 232, 619円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は4, 882, 998, 871円（1万口当たり249. 31円）であり、うち979, 291, 229</p>

	1,037,818,427円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	（自2020年6月30日 至2020年7月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（977,000,103円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,780,887,380円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は5,757,887,483円（1万口当たり279.37円）であり、うち1,030,510,907円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2020年12月29日 至2021年1月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（604,628,062円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,886,421,575円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は4,491,049,637円（1万口当たり230.45円）であり、うち974,407,055円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	（自2020年7月29日 至2020年8月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（967,532,782円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,662,997,672円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は5,630,530,454円（1万口当たり277.22円）であり、うち1,015,520,173円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2021年1月29日 至2021年3月1日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（591,590,574円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,487,813,496円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は4,079,404,070円（1万口当たり211.15円）であり、うち965,997,624円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	（自2020年8月29日 至2020年9月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（936,519,402円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,585,564,484円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は5,522,083,886円（1万口当たり273.72円）であり、うち1,008,698,243円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	（自2021年3月2日 至2021年3月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（590,956,467円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,078,932,720円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は3,669,889,187円（1万口当たり192.27円）であり、うち954,335,710円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	（自2020年9月29日 至2020年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（933,714,256円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,482,436,612円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は	（自2021年3月30日 至2021年4月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（549,451,057円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,697,212,673円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は

<p>5,416,150,868円（1万口当たり270.41円）であり、うち1,001,482,101円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自2020年10月29日 至2020年11月30日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（952,750,428円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,360,756,527円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は5,313,506,955円（1万口当たり268.81円）であり、うち988,349,782円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>	<p>3,246,663,730円（1万口当たり171.38円）であり、うち568,319,523円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自2021年4月29日 至2021年5月28日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（526,930,659円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,556,857,036円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は3,083,787,695円（1万口当たり170.68円）であり、うち542,021,793円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>
---	---

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第17特定期間 自 2020年5月29日 至 2020年11月30日	第18特定期間 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17特定期間 2020年11月30日現在	第18特定期間 2021年5月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17特定期間 2020年11月30日現在	第18特定期間 2021年5月28日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	5, 354, 608, 549	142, 050, 872
親投資信託受益証券	△10, 009	10, 009
合計	5, 354, 598, 540	142, 060, 881

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第17特定期間 2020年11月30日現在	第18特定期間 2021年5月28日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2571円 (2,571円)	0.2744円 (2,744円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

2021年5月28日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）	71,025,437,344	49,092,782,292	
投資信託受益証券 合計		71,025,437,344	49,092,782,292	
親投資信託受益証券	ニッセイマネー マザーファンド	100,089,768	100,289,947	
親投資信託受益証券 合計		100,089,768	100,289,947	
合計			49,193,072,239	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

開示対象ファンド（ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型））は、「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」及び「ニッセイマネーマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている投資信託受益証券及び親投資信託受益証券は、すべて同投資信託の受益証券及び同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における直近の同投資信託及び同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

### 「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

「LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」は、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が運用する追加型証券投資信託であり、同投資信託の特定期間は原則として、毎年3月21日から9月20日まで及び9月21日から翌年3月20日までであります。

#### 1 財務諸表

##### LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）

###### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	前期 2020年 9月23日現在	当期 2021年 3月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	181,855,419,913	207,143,366,021
未収入金	-	1,220,339,998
流動資産合計	<u>181,855,419,913</u>	<u>208,363,706,019</u>
資産合計	<u>181,855,419,913</u>	<u>208,363,706,019</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,923,332,697	2,401,452,563
未払解約金	-	1,220,339,998
未払受託者報酬	9,935,255	8,701,425
未払委託者報酬	101,339,601	88,754,520
その他未払費用	328,619	278,895
流動負債合計	<u>4,034,936,172</u>	<u>3,719,527,401</u>
負債合計	<u>4,034,936,172</u>	<u>3,719,527,401</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	326,944,391,477	300,181,570,423
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△149,123,907,736	△95,537,391,805
元本等合計	<u>177,820,483,741</u>	<u>204,644,178,618</u>
純資産合計	<u>177,820,483,741</u>	<u>204,644,178,618</u>
負債純資産合計	<u>181,855,419,913</u>	<u>208,363,706,019</u>

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	54,799,830,080	62,062,474,165
<b>営業収益合計</b>	<b>54,799,830,080</b>	<b>62,062,474,165</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	51,519,397	53,398,035
委託者報酬	525,497,832	544,659,884
その他費用	1,752,208	1,753,125
<b>営業費用合計</b>	<b>578,769,437</b>	<b>599,811,044</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>54,221,060,643</b>	<b>61,462,663,121</b>
経常利益又は経常損失（△）	54,221,060,643	61,462,663,121
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>54,221,060,643</b>	<b>61,462,663,121</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	81,827,289	437,884,937
<b>期首剰余金又は期首次損金（△）</b>	<b>△178,937,994,115</b>	<b>△149,123,907,736</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,655,335,432	18,874,559,333
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,655,335,432	18,874,559,333
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,447,860,564	8,600,894,048
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,447,860,564	8,600,894,048
<b>分配金</b>	<b>23,532,621,843</b>	<b>17,711,927,538</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>△149,123,907,736</b>	<b>△95,537,391,805</b>

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2020年 9月20日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日は2020年9月23日としております。また、2021年 3月20日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日は2021年 3月22日としております。このため、当特定期間は180日となっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2020年 9月23日現在	当期 2021年 3月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 326,944,391,477口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 300,181,570,423口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 149,123,907,736円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 95,537,391,805円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.5439円 (一万口当たり純資産額) (5,439円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.6817円 (一万口当たり純資産額) (6,817円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。 2020年 3月24日から 2020年 4月20日まで の計算期間 費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数 1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金額	同左 2020年 9月24日から 2020年10月20日まで の計算期間 58,022,008円 一円 108,427,466,139円 一円 108,485,488,147円 324,463,211,067口 3,343.53円 120.00円 3,893,558,532円	313,706,019円 一円 88,863,838,877円 一円 89,177,544,896円 327,951,223,694口 2,719.23円 120.00円 3,935,414,684円

	2020年 4月21日から 2020年 5月20日まで の計算期間	2020年10月21日から 2020年11月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	174,274,614円	527,084,592円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	105,108,023,693円	83,652,481,509円
分配準備積立金額	一円	一円
当ファンドの分配対象収益額	105,282,298,307円	84,179,566,101円
当ファンドの期末残存口数	326,061,706,815口	321,835,206,316口
1万口当たり収益分配対象額	3,228.90円	2,615.61円
1万口当たり分配金額	120.00円	120.00円
収益分配金額	3,912,740,481円	3,862,022,475円
	2020年 5月21日から 2020年 6月22日まで の計算期間	2020年11月21日から 2020年12月21日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	88,356,601円	46,761,534円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	101,649,988,714円	79,335,910,117円
分配準備積立金額	一円	一円
当ファンドの分配対象収益額	101,738,345,315円	79,382,671,651円
当ファンドの期末残存口数	326,963,709,404口	317,902,051,774口
1万口当たり収益分配対象額	3,111.60円	2,497.07円
1万口当たり分配金額	120.00円	80.00円
収益分配金額	3,923,564,512円	2,543,216,414円
	2020年 6月23日から 2020年 7月20日まで の計算期間	2020年12月22日から 2021年 1月20日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	358,399,937円	421,394,994円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	98,232,383,497円	75,686,262,703円
分配準備積立金額	一円	一円
当ファンドの分配対象収益額	98,590,783,434円	76,107,657,697円
当ファンドの期末残存口数	328,336,913,193口	313,131,279,448口
1万口当たり収益分配対象額	3,002.73円	2,430.53円
1万口当たり分配金額	120.00円	80.00円
収益分配金額	3,940,042,958円	2,505,050,235円
	2020年 7月21日から 2020年 8月20日まで の計算期間	2021年 1月21日から 2021年 2月22日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	172,780,035円	645,066,784円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	94,635,392,544円	72,419,154,236円
分配準備積立金額	一円	一円
当ファンドの分配対象収益額	94,808,172,579円	73,064,221,020円
当ファンドの期末残存口数	328,281,888,592口	308,096,395,993口

1万口当たり収益分配対象額	2,888.00円	2,371.47円
1万口当たり分配金額	120.00円	80.00円
収益分配金金額	3,939,382,663円	2,464,771,167円
	2020年 8月21日から	2021年 2月23日から
	2020年 9月23日まで	2021年 3月22日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,014,393,900円	2,383,657,945円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	90,498,818,658円	68,804,183,149円
分配準備積立金額	一円	一円
当ファンドの分配対象収益額	92,513,212,558円	71,187,841,094円
当ファンドの期末残存口数	326,944,391,477口	300,181,570,423口
1万口当たり収益分配対象額	2,829.62円	2,371.49円
1万口当たり分配金額	120.00円	80.00円
収益分配金金額	3,923,332,697円	2,401,452,563円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

### 1 元本の移動

項目	前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
期首元本額	324, 444, 853, 176円	326, 944, 391, 477円
期中追加設定元本額	29, 507, 426, 432円	21, 887, 483, 293円
期中解約元本額	27, 007, 888, 131円	48, 650, 304, 347円

### 2 有価証券関係

#### 売買目的有価証券

種類	前期 2020年 9月23日現在	当期 2021年 3月22日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△11, 495, 153, 396	8, 493, 037, 024
合計	△11, 495, 153, 396	8, 493, 037, 024

### 3 デリバティブ取引関係

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益 証券	日本円	LM・オーストラリア高配当株マザーファンド	72,281,166,174	207,143,366,021	
		銘柄数：1 組入時価比率：101.2%	72,281,166,174	207,143,366,021 100.0%	
合計				207,143,366,021	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・オーストラリア高配当株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・オーストラリア高配当株マザーファンドの計算期間はLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）の計算期間とは異なり、毎年9月21日から翌年9月20日までであります。

LM・オーストラリア高配当株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2020年 9月23日現在	2021年 3月22日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	5,026,820,681	1,481,667,651
コール・ローン	4,154,443,276	2,223,797,762
株式	318,093,395,665	360,463,702,177
投資証券	46,634,573,144	55,295,592,548
派生商品評価勘定	79,302,170	81,711,150
未収入金	4,168,861,452	6,305,964,611
未収配当金	3,978,385,617	4,237,677,107
流動資産合計	382,135,782,005	430,090,113,006
<b>資産合計</b>	<b>382,135,782,005</b>	<b>430,090,113,006</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	3,549,000	-
未払金	2,260,353,287	-
未払解約金	296,828,990	2,233,291,611
未払利息	12,405	4,091
流動負債合計	2,560,743,682	2,233,295,702
<b>負債合計</b>	<b>2,560,743,682</b>	<b>2,233,295,702</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	182,041,889,294	149,299,312,259
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	197,533,149,029	278,557,505,045
元本等合計	379,575,038,323	427,856,817,304
<b>純資産合計</b>	<b>379,575,038,323</b>	<b>427,856,817,304</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>382,135,782,005</b>	<b>430,090,113,006</b>

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

### (未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

2020年 9月23日現在	2021年 3月22日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数  182,041,889,294口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数  149,299,312,259口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 （一万口当たり純資産額） 2,0851円 (20,851円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 （一万口当たり純資産額） 2,8658円 (28,658円)

### (金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。</p> <p>③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(その他の注記)

### 1 元本の移動等

項目	自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月22日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	202,737,000,308円	182,041,889,294円
同期中における追加設定元本額	16,700,020,703円	10,034,487,125円
同期中における解約元本額	37,395,131,717円	42,777,064,160円
元本の内訳		
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	84,217,272,376円	69,046,249,200円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（年2回決算型）	10,383,346,944円	7,751,961,882円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（毎月分配型）	98,224,080円	114,217,668円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）	126,404,048円	105,717,335円
LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）	87,216,641,846円	72,281,166,174円
計	182,041,889,294円	149,299,312,259円

### 2 有価証券関係

#### 売買目的有価証券

種類	2020年 9月23日現在	2021年 3月22日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△76,547,369,326	57,430,666,924
投資証券	△21,450,585,609	9,601,042,208
合計	△97,997,954,935	67,031,709,132

3 デリバティブ取引関係  
取引の時価等に関する事項  
通貨関連

種類	2020年 9月23日現在			2021年 3月22日現在				
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1年超				うち 1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	7,771,453,170	—	7,695,700,000	75,753,170	5,929,441,150	—	5,847,730,000	81,711,150
オーストラリアドル	7,771,453,170	—	7,695,700,000	75,753,170	5,929,441,150	—	5,847,730,000	81,711,150
合計	7,771,453,170	—	7,695,700,000	75,753,170	5,929,441,150	—	5,847,730,000	81,711,150

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	オーストラリア ドル	AGL ENERGY LTD	11, 523, 798	9. 65	111, 204, 650. 70	
		ALUMINA LTD	22, 098, 721	1. 67	36, 904, 864. 07	
		APA GROUP	13, 720, 135	9. 92	136, 103, 739. 20	
		ASX LTD	456, 107	70. 84	32, 310, 619. 88	
		AURIZON HOLDINGS LTD	41, 433, 338	3. 83	158, 689, 684. 54	
		AUSNET SERVICES	57, 138, 630	1. 81	103, 420, 920. 30	
		AUST AND NZ BANKING GROUP	11, 360, 935	28. 23	320, 719, 195. 05	
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK	4, 641, 569	9. 68	44, 930, 387. 92	
		BHP GROUP LTD	6, 270, 829	44. 90	281, 560, 222. 10	
		COLES GROUP LTD	7, 305, 481	15. 49	113, 161, 900. 69	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	2, 748, 568	84. 71	232, 831, 195. 28	
		G. U. D. HOLDINGS LTD	3, 777, 001	12. 61	47, 627, 982. 61	
		GWA GROUP LTD	11, 652, 681	2. 90	33, 792, 774. 90	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	32, 360, 773	6. 00	194, 164, 638. 00	
		INGHAM'S GROUP LTD	19, 514, 561	3. 41	66, 544, 653. 01	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP	13, 612, 169	4. 86	66, 155, 141. 34	
		IOOF HOLDINGS LTD	38, 652, 387	3. 50	135, 283, 354. 50	
		JB HI-FI LTD	2, 802, 973	52. 01	145, 782, 625. 73	
		MACQUARIE GROUP LTD	599, 515	148. 80	89, 207, 832. 00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	55, 392, 056	2. 91	161, 190, 882. 96	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	11, 342, 694	25. 93	294, 116, 055. 42	
		NINE ENTERTAINMENT CO HOLDIN	54, 125, 967	2. 95	159, 671, 602. 65	
		PENDAL GROUP LTD	5, 821, 477	6. 29	36, 617, 090. 33	
		SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	54, 964, 283	2. 14	117, 623, 565. 62	
		STAR ENTERTAINMENT GRP LTD/T	18, 140, 295	3. 84	69, 658, 732. 80	
		SUNCORP GROUP LTD	16, 632, 060	10. 13	168, 482, 767. 80	
		SUPER RETAIL GROUP LTD	2, 307, 440	11. 65	26, 881, 676. 00	
		TABCORP HOLDINGS LTD	20, 403, 949	4. 67	95, 286, 441. 83	
		TELSTRA CORP LTD	69, 529, 122	3. 21	223, 188, 481. 62	
		TRANSURBAN GROUP	5, 361, 781	12. 56	67, 343, 969. 36	
		VIVA ENERGY GROUP LTD	36, 066, 439	1. 68	60, 591, 617. 52	
		WESFARMERS LTD	1, 641, 096	50. 61	83, 055, 868. 56	
		WESTPAC BANKING CORP	8, 072, 756	24. 52	197, 943, 977. 12	
		WOODSIDE PETROLEUM LTD	3, 729, 119	24. 11	89, 909, 059. 09	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	2, 111, 471	38. 90	82, 136, 221. 90	
		銘柄数：35	667, 312, 176		4, 284, 094, 392. 40 (360, 463, 702, 176)	
		組入時価比率：84. 2%			100. 0%	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)					360, 463, 702, 176 (360, 463, 702, 176)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券 オーストラリアドル	オーストラリアドル	CHARTER HALL RETAIL REIT	11,479,642	42,589,471.82	
		DEXUS	2,680,803	25,199,548.20	
		GPT GROUP	15,249,172	68,316,290.56	
		SCENTRE GROUP	63,693,496	184,074,203.44	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	19,667,374	48,775,087.52	
		STOCKLAND	40,115,811	170,893,354.86	
		VICINITY CENTRES	71,766,115	117,337,598.02	
	小計	銘柄数：7  組入時価比率：12.9%	224,652,413	657,185,554.42 (55,295,592,549) 100.0%	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				55,295,592,549 (55,295,592,549)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

ニッセイマネー マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2021年5月28日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	4,474,391
コール・ローン	62,442,118
地方債証券	84,225,860
未収利息	155,705
前払費用	15,147
流動資産合計	151,313,221
資産合計	151,313,221
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	468
流動負債合計	468
負債合計	468
純資産の部	
元本等	
元本	151,016,007
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	296,746
元本等合計	151,312,753
純資産合計	151,312,753
負債純資産合計	151,313,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2021年5月28日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	154,867,881円
同期中追加設定元本額	27,770,711円
同期中一部解約元本額	31,622,585円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイマネーファンド（適格機関投資家限定）	49,927,099円
ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）	100,089,768円
ニッセイマネーピールファンド（豪高配当株F）	998,140円
ニッセイブラジル高配当株ファンド（毎月決算型）	1,000円
計	151,016,007円
2. 受益権の総数	151,016,007口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年5月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2021年5月28日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	—
合計	—

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2021年4月16日から2021年5月28日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2021年5月28日現在
1口当たり純資産額	1.0020円
(1万口当たり純資産額)	(10,020円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2021年5月28日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	第106回 共同発行市場公募地方債	30,000,000	30,186,410	
	平成23年度第4回 大阪市公募公債	24,000,000	24,040,470	
	平成28年度第3回 京都市公募公債	30,000,000	29,998,980	
地方債証券 合計		84,000,000	84,225,860	
合計			84,225,860	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年7月6日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイマネープールファンド（豪高配当株F）の2020年12月1日から2021年5月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイマネープールファンド（豪高配当株F）の2021年5月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
  - 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【ニッセイマネーポールファンド（豪高配当株F）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 2020年11月30日現在	第18期 2021年5月28日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,859,229	1,000,136
流動資産合計	4,859,229	1,000,136
資産合計	4,859,229	1,000,136
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	4,859,192	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37	136
（分配準備積立金）	16,705	3,276
元本等合計	4,859,229	1,000,136
純資産合計	4,859,229	1,000,136
負債純資産合計	4,859,229	1,000,136

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自 2020年5月29日 至 2020年11月30日	第18期 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	△970	99
<b>営業収益合計</b>	<b>△970</b>	<b>99</b>
<b>営業費用</b>		
<b>営業費用合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
営業利益又は営業損失（△）	△970	99
経常利益又は経常損失（△）	△970	99
当期純利益又は当期純損失（△）	△970	99
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	△37
期首剰余金又は期首次損金（△）	1,007	37
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	37
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	37
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
<b>分配金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37	136

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第18期 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月28日及び11月28日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2020年12月1日から2021年5月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 2020年11月30日現在	第18期 2021年5月28日現在
1. 期首元本額	4,859,192円	4,859,192円
期中追加設定元本額	一円	27,823,475円
期中一部解約元本額	一円	31,682,667円
2. 受益権の総数	4,859,192口	1,000,000口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第17期 自 2020年5月29日 至 2020年11月30日	第18期 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,091円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（203,218円）及び分配準備積立金（7,614円）より分配対象収益は219,923円（1万口当たり452.59円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,249円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（46,258円）及び分配準備積立金（27円）より分配対象収益は49,534円（1万口当たり495.34円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第17期 自 2020年5月29日 至 2020年11月30日	第18期 自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期 2020年11月30日現在	第18期 2021年5月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2020年11月30日現在	第18期 2021年5月28日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△970	99
合計	△970	99

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第17期 2020年11月30日現在	第18期 2021年5月28日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 0000円 (10, 000円)	1. 0001円 (10, 001円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

2021年5月28日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイマネー マザーファンド	998, 140	1, 000, 136	
親投資信託受益証券 合計		998, 140	1, 000, 136	
合計			1, 000, 136	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニッセイマネー マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2021年5月28日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	4,474,391
コール・ローン	62,442,118
地方債証券	84,225,860
未収利息	155,705
前払費用	15,147
流動資産合計	151,313,221
資産合計	151,313,221
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	468
流動負債合計	468
負債合計	468
純資産の部	
元本等	
元本	151,016,007
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	296,746
元本等合計	151,312,753
純資産合計	151,312,753
負債純資産合計	151,313,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2021年5月28日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	154,867,881円
同期中追加設定元本額	27,770,711円
同期中一部解約元本額	31,622,585円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイマネーファンド（適格機関投資家限定）	49,927,099円
ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）	100,089,768円
ニッセイマネーピールファンド（豪高配当株F）	998,140円
ニッセイブラジル高配当株ファンド（毎月決算型）	1,000円
計	151,016,007円
2. 受益権の総数	151,016,007口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年12月1日 至 2021年5月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年5月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2021年5月28日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	—
合計	—

(注) 「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2021年4月16日から2021年5月28日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2021年5月28日現在
1口当たり純資産額	1.0020円
(1万口当たり純資産額)	(10,020円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2021年5月28日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	第106回 共同発行市場公募地方債	30,000,000	30,186,410	
	平成23年度第4回 大阪市公募公債	24,000,000	24,040,470	
	平成28年度第3回 京都市公募公債	30,000,000	29,998,980	
地方債証券 合計		84,000,000	84,225,860	
合計			84,225,860	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

2021年5月31日現在

I 資産総額	50, 209, 449, 904円
II 負債総額	242, 568, 508円
III 純資産総額（I - II）	49, 966, 881, 396円
IV 発行済数量	180, 662, 220, 907口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0. 2766円

ニッセイマネーブールファンド（豪高配当株F）

2021年5月31日現在

I 資産総額	1, 000, 136円
II 負債総額	0円
III 純資産総額（I - II）	1, 000, 136円
IV 発行済数量	1, 000, 000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 0001円

(参考)

ニッセイマネー マザーファンド

2021年5月31日現在

I 資産総額	151, 313, 112円
II 負債総額	504円
III 純資産総額（I - II）	151, 312, 608円
IV 発行済数量	151, 016, 007口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 0020円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 謾渡制限

謾渡制限はありません。ただし、受益権の謾渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の謾渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を謾渡する場合には、当該受益者の謾渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該謾渡にかかる謾渡人の保有する受益権の口数の減少および謾受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、謾受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、謾受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の謾渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と謾受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2021年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### ① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門を中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 (単位：億円)
追加型株式投資信託	409	69,356
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	136	26,390
単位型公社債投資信託	0	0
合計	545	95,747

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 樋口誠之印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 牧野あや子印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,674,230	40,822,894
有価証券	6,301,326	-
前払費用	546,666	718,688
未収委託者報酬	4,882,250	5,412,597
未収運用受託報酬	2,039,974	2,425,363
未収投資助言報酬	174,892	216,401
その他	50,572	38,899
流動資産合計	42,669,914	49,634,844
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1 98,471	130,411
車両	※1 2,180	1,454
器具備品	※1 142,866	125,816
有形固定資産合計	243,517	257,681
無形固定資産		
ソフトウェア	969,528	1,225,315
ソフトウェア仮勘定	216,033	359,445
その他	8,013	8,013
無形固定資産合計	1,193,575	1,592,774
投資その他の資産		
投資有価証券	33,634,499	37,058,043
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	-	237,055
差入保証金	303,875	382,751
繰延税金資産	1,292,446	1,200,554
その他	17,821	15,154
投資その他の資産合計	35,314,867	38,959,781
固定資産合計	36,751,960	40,810,238
資産合計	79,421,875	90,445,083

負債の部

流動負債

預り金	45, 856	47, 039
未払収益分配金	5, 643	5, 643
未払手数料	※2	1, 633, 415
未払運用委託報酬	※2	810, 981
未払投資助言報酬	※2	852, 782
その他未払金	※2	3, 591, 122
未払費用	※2	146, 706
未払法人税等		686, 983
未払消費税等		527, 890
賞与引当金		975, 373
その他		16, 476
流動負債合計		9, 293, 232
		13, 109, 013

固定負債

退職給付引当金	1, 950, 746	2, 155, 971
役員退職慰労引当金	22, 700	27, 450
固定負債合計	1, 973, 446	2, 183, 421
負債合計	11, 266, 679	15, 292, 435

純資産の部

株主資本

資本金	10, 000, 000	10, 000, 000
資本剰余金		
資本準備金	8, 281, 840	8, 281, 840
資本剰余金合計	8, 281, 840	8, 281, 840
利益剰余金		
利益準備金	139, 807	139, 807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120, 000	120, 000
研究開発積立金	70, 000	70, 000
別途積立金	350, 000	350, 000
繰越利益剰余金	48, 745, 315	55, 045, 550
利益剰余金合計	49, 425, 122	55, 725, 357
株主資本合計	67, 706, 962	74, 007, 197

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	512, 183	1, 242, 655
繰延ヘッジ損益	△ 63, 949	△ 97, 204
評価・換算差額等合計	448, 234	1, 145, 450
純資産合計	68, 155, 196	75, 152, 647
負債・純資産合計	79, 421, 875	90, 445, 083

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	27,088,982	26,838,624
運用受託報酬	13,165,624	18,630,497
投資助言報酬	677,248	878,199
その他営業収益	2,000	-
営業収益計	40,933,856	46,347,320
営業費用		
支払手数料	11,090,478	10,412,572
広告宣伝費	25,032	17,988
調査費	6,466,222	8,251,721
支払運用委託報酬	1,866,932	2,916,886
支払投資助言報酬	3,238,306	3,866,188
委託調査費	125,262	129,355
調査費	1,235,721	1,339,290
委託計算費	249,653	256,942
営業雑経費	929,200	760,920
通信費	47,749	64,179
印刷費	189,820	176,812
協会費	38,958	40,454
その他営業雑経費	652,672	479,472
営業費用計	18,760,587	19,700,144
一般管理費		
役員報酬	142,108	126,093
給料・手当	3,934,995	4,103,410
賞与引当金繰入額	974,031	1,120,241
賞与	285,503	280,494
福利厚生費	762,163	797,392
退職給付費用	307,637	359,252
役員退職慰労引当金繰入額	7,000	7,150
役員退職慰労金	30	-
その他人件費	172,763	166,126
不動産賃借料	682,105	716,925
その他不動産経費	31,283	32,816
交際費	28,014	6,766
旅費交通費	170,993	8,778
固定資産減価償却費	442,697	477,830
租税公課	341,195	395,649
業務委託費	291,579	315,850
器具備品費	354,221	357,066
保険料	46,549	45,818
寄付金	-	30,000
諸経費	225,408	226,790
一般管理費計	9,200,283	9,574,455
営業利益	12,972,984	17,072,720
営業外収益		
受取利息	1,176	289
有価証券利息	12,651	4,705

受取配当金	※1	200,028	※1	74,260
金融派生商品収益		14,042		40,753
その他営業外収益		13,606		14,644
営業外収益計		241,504		134,653
営業外費用				
為替差損		27,288		32,651
金融派生商品費用		9,593		24,611
控除対象外消費税		5,453		3,018
その他営業外費用		8,493		4,203
営業外費用計		50,829		64,485
経常利益		13,163,659		17,142,888
特別利益				
投資有価証券売却益		4,459		3,376
投資有価証券償還益		1,744		20,904
特別利益計		6,204		24,280
特別損失				
投資有価証券売却損		72,045		49,202
投資有価証券償還損		4,115		105,236
固定資産除却損	※2	8,422	※2	870
事故損失賠償金	※3	4,351	※3	12,614
特別損失計		88,934		167,924
税引前当期純利益		13,080,929		16,999,244
法人税、住民税及び事業税		4,134,957		5,395,622
法人税等調整額		△ 106,970		△ 196,661
法人税等合計		4,027,986		5,198,960
当期純利益		9,052,942		11,800,283

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068			
当期変動額													
剩余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	△5,500,048	△5,500,048	△5,500,048		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	9,052,942	9,052,942	9,052,942		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	3,552,893	3,552,893	3,552,893		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	711,399	△43,878	667,521	64,821,590
当期変動額				
剩余金の配当	-	-	-	△5,500,048
当期純利益	-	-	-	9,052,942
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△199,216	△20,071	△219,287	△219,287
当期変動額合計	△199,216	△20,071	△219,287	3,333,606
当期末残高	512,183	△63,949	448,234	68,155,196

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本											株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金		利益準備金合計	利益剰余金				配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
		資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金					
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962			
当期変動額													
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	△5,500,048	△5,500,048	△5,500,048		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	11,800,283	11,800,283	11,800,283		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	6,300,235	6,300,235	6,300,235		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	512,183	△63,949	448,234	68,155,196
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△5,500,048
当期純利益	-	-	-	11,800,283
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	730,471	△33,255	697,216	697,216
当期変動額合計	730,471	△33,255	697,216	6,997,451
当期末残高	1,242,655	△97,204	1,145,450	75,152,647

**注記事項**

(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>③ 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年であります。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p>

	<p>ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>③ヘッジ方針</p> <p>ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税	日本生命保険相互会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております、当制度を前提とした会計処理を行っております。「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

##### (1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

##### (2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響はありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

#### （1） 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### （2） 適用年月日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

#### （3） 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物附属設備	310, 385千円	318, 792千円
車両	4, 549	5, 275
器具備品	394, 258	447, 285
計	709, 193	771, 352

※ 2. 当事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるもの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は4, 960, 571千円であります。前事業年度の関係会社に対する負債は、その金額が負債及び純資産の合計額の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
受取配当金	70, 499千円	9, 823千円

※ 2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物付属設備	4, 181千円	－千円
器具備品	4, 240	870
計	8, 422	870

※ 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2019年6月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	—	—	108
合計	108	—	—	108

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

2020年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っています。

投資有価証券は主として利付国債・地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注2）を参照下さい）。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金・預金	28,674,230	28,674,230	—
②有価証券 満期保有目的の債券	6,301,326	6,307,330	6,003
③投資有価証券 満期保有目的の債券	11,547,229	11,546,970	△259
その他有価証券	22,087,270	22,087,270	—
資産計	68,610,058	68,615,802	5,744
①その他未払金	3,591,122	3,591,122	—
負債計	3,591,122	3,591,122	—
①デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用され ているもの	10,218	10,218	—
デリバティブ取引計	10,218	10,218	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金・預金	40,822,894	40,822,894	—
②有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—
③投資有価証券 満期保有目的の債券	15,018,123	15,023,675	5,551
その他有価証券	22,039,919	22,039,919	—
資産計	77,880,937	77,886,489	5,551
①その他未払金	4,839,326	4,839,326	—
負債計	4,839,326	4,839,326	—
①デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用され ているもの	△65,238	△65,238	—
デリバティブ取引計	△65,238	△65,238	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### ①現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ②有価証券

決算日の市場価格等によっております。

#### ③投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

### 負債

#### ①その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

#### ①デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	66,222	66,222

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	28,674,230	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,300,000	11,550,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,148,442	12,928,752	2,006,497	—
合計	41,122,673	24,478,752	2,006,497	—

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	40,822,894	—	—	—
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	15,020,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	2,802,653	17,140,145	2,093,118	—
合計	43,625,547	32,160,145	2,093,118	—

(注) 投資信託受益証券であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	11,798,934	11,806,740	7,805
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,798,934	11,806,740	7,805
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,049,621	6,047,560	△2,061
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	6,049,621	6,047,560	△2,061
合計		17,848,556	17,854,300	5,743

当事業年度（2021年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,218,123	12,224,015	5,891
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	12,218,123	12,224,015	5,891
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,800,000	2,799,660	△340
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,800,000	2,799,660	△340
合計		15,018,123	15,023,675	5,551

2. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	14,350,630	13,532,359	818,270
	小計	14,350,630	13,532,359	818,270
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	7,736,640	8,140,850	△404,209
	小計	7,736,640	8,140,850	△404,209
合計		22,087,270	21,673,209	414,060

当事業年度（2021年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	14,512,369	12,884,500	1,627,869
	小計	14,512,369	12,884,500	1,627,869
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他（注1）	7,527,550	7,711,000	△183,449
	小計	7,527,550	7,711,000	△183,449
合計		22,039,919	20,595,500	1,444,419

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,650,233	4,459	72,045
合計	1,650,233	4,459	72,045

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	3,737,763	3,376	49,202
合計	3,737,763	3,376	49,202

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,860,993	-	10,218
合計			1,860,993	-	10,218

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,239,952	-	△65,238
合計			1,239,952	-	△65,238

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

## (退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	— 千円	1,833,391 千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	1,887,492	—
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	△54,100	—
勤務費用	—	247,178
利息費用	—	5,766
数理計算上の差異の発生額	—	28,155
退職給付の支払額	—	△65,497
その他	—	936
退職給付債務の期末残高	1,833,391	2,049,929

#### (2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,801,748 千円	117,355 千円
退職給付費用	274,595	19,053
退職給付の支払額	△71,495	△1,275
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	△1,887,492	—
その他	—	△936
退職給付引当金の期末残高	117,355	134,197

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,950,746 千円	2,184,126 千円
未認識数理計算上の差異	—	△28,155
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,950,746	2,155,971
退職給付引当金	1,950,746	2,155,971
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,950,746	2,155,971

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	274, 595 千円	19, 053 千円
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	△54, 100	—
勤務費用	—	247, 178
利息費用	—	5, 766
確定給付制度に係る退職給付費用	220, 494	271, 997

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.32 %	0.28 %

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において62, 535千円、当事業年度において64, 693千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	298, 659 千円	343, 965 千円
未払事業税	130, 502	216, 469
退職給付引当金	597, 318	660, 158
税務上の繰延資産償却超過額	4, 337	2, 848
役員退職慰労引当金	6, 950	8, 405
投資有価証券評価差額	254, 174	156, 971
その他	82, 112	96, 541
小計	1, 374, 055	1, 485, 360
評価性引当額	△19	△10
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1, 374, 036</b>	<b>1, 485, 350</b>
<b>繰延税金負債</b>		
特別分配金否認	3, 682	4, 093
投資有価証券評価差額	77, 906	280, 701
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>81, 589</b>	<b>284, 795</b>
<b>繰延税金資産(△は負債)の純額</b>	<b>1, 292, 446</b>	<b>1, 200, 554</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,360,908	未収運用受託報酬	802,463
								投資助言報酬の受取	130,557	未収投資助言報酬	11,984
								連結納税	3,123,434	その他未払金	3,123,434

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,562,864	未収運用受託報酬	988,094
								投資助言報酬の受取	128,262	未収投資助言報酬	11,387
								連結納税	4,351,846	その他未払金	4,351,846

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	628,459円68銭	692,983円25銭
1株当たり当期純利益金額	83,477円26銭	108,810円52銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	9,052,942千円	11,800,283千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	9,052,942千円	11,800,283千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- ① 定款の変更等

該当事項はありません。

- ② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

国内籍投資信託のLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）受益証券およびニッセイマネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① この投資信託は、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ② 主として、LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）受益証券への投資を通じて、オーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的な投資を行います。
- ③ LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。

### 3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

#### ③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）  
約　　款**

**(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じがない場合に行うものとします。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金10,145,337,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年5月28日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10,145,337,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第12条 取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の取得申込日または取得申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第34条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日であるときは、受益権の価額は、

1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 別に定める契約を結んだ受益者が、第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

#### （受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### （運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号および第2号に掲げる投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）のほか、次の第3号から第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨建表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. LM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）

2. ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるニッセイマネー マザーファンド
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### （利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）また

は委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金

融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこ

れを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月29日から翌月28日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成24年6月28日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および会計監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除了した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除了した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除了し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第33条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 儚還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

- 第35条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第34条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (一部解約)

- 第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の場合の解約請求申込日または解約請求申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券であるLM・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第

3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知り得る受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求の不適用)

第44条 この信託は、委託者が第36条第1項の一部解約の請求を受けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第1条 第12条第1項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第2条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 6 月 8 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号  
委託者 ニッセイアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 宇治原 潔

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号  
受託者 みずほ信託銀行株式会社  
取締役社長 野中 隆史

追加型証券投資信託

ニッセイマネーポールファンド（豪高配当株F）

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ニッセイマネー マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、ニッセイマネー マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資を行い、安定した収益と流動性の確保をめざします。
- ② 上記親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権をいいます。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3. 収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイマネー マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイマネー マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。）等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

#### ③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行

います。

**追加型証券投資信託  
ニッセイマネーピールファンド（豪高配当株F）  
約　　款**

**(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じがない場合に行うものとします。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金1,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年5月28日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額等)

第12条 取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、別に定める信託の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって当該換金請求受付日に取得申込をする場合に、その取得申込者に対し、最低申込単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日であるときは、受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

- ⑤ 別に定める契約を結んだ受益者が、第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受けた取得申込の受付を取り消すことができます。

#### （受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### （運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイマネー マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨建表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  6. 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券（なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権をいいます。）
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第7号までの証券または証書の性質を有するもの
  9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  16. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  17. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの  
ただし、第9号および第10号の証券については、株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券に投資するものを除きます。  
なお、第6号の証券および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  7. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引

法第2条第2項第1号または第2号で定めるもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ取引等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第32条、第33条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下

「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （金利先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### （有価証券の空売りの指図範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図

をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### (信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存にかかる業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする

こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### （一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### （損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### （受託者による資金の立替え）

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年5月29日から11月28日までおよび11月29日から翌年5月28日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成24年11月28日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および会計監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に第2項に定める率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 信託報酬率は各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.5を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年10,000分の60を超える場合には、年10,000分の60の率とします。
- ③ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ④ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除了した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除了した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額にみなし配当等収益を控除了して得た利益金額（以下「売

買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日

から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の解約請求申込日または解約請求申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が1億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、別に定める信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな

します。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およ

びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知り得ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### （反対者の買取請求の不適用）

第53条 この信託は、委託者が第45条第1項の一部解約の請求を受けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

#### （他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### （運用報告書に記載すべき事項の提供）

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### （信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

#### （公告）

第56条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### （信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第1条 第12条第1項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第3条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## 1. 別に定める信託

投資信託約款第12条第1項および第47条第2項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 ニッセイオーストラリア高配当株ファンド（毎月決算型）

上記条項により信託契約を締結します。

平成24年6月8日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 宇治原 潔

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社  
取締役社長 野中 隆史